令和6年第2回豊岡市議会(定例会)

※ 市長提出議案目録 ※

(令和6年5月31日開会)

議案番号	件名	頁	摘 要
報 3	専決処分したものの承認を求めることについて	3	
(専3)	損害賠償の額を定めることについて	5	交通事故
(専4)	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	7	
(専5)	令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第12号)	45	
報 4	令和5年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について	91	
報 5	令和5年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて	97	
報 6	令和5年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて	101	
37	豊岡市辺地総合整備計画の変更について	105	
38	物件購入契約の締結について	115	消防ポンプ自動車等
39	兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について	117	
40	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	123	
41	物件購入契約の締結について	129	豊岡消防署高規格救 急自動車
42	豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制 定について	131	
43	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	137	
44	豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について	143	
45	豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除 に関する条例を廃止する条例制定について	151	
46	豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	157	
47	豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について	163	
48	令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第2号)	169	
49	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	213	
50	令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第1号)	229	

議案番号	件名	頁	摘要
追加予定	一般社団法人豊岡観光イノベーション第8期の決算及び第9期 の事業計画に関する書類について		
"	豊岡まちづくり株式会社第29期の決算及び第30期の事業計画に 関する書類について		
"	株式会社日高振興公社第30期の決算及び第31期の事業計画に関 する書類について		
"	株式会社シルク温泉やまびこ第20期の決算及び第21期の事業計画に関する書類について		

報告第3号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第12号)

専決第3号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年5月14日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

記

事件区分及び	交通事故
事故発生年月日	令和6年1月25日(木)午後2時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市大磯町
相 手 方 の	
住 所 氏 名	
損害賠償額	1, 222, 500円
	建設課職員が除雪作業中車両を後退させた際、確認不
事故の概要	足のため、車両左側を後方から来た相手方車両右側に接
尹以り似安	触させ、損害をあたえたもの。
	(過失割合 豊岡市10割)

専決第4号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

記

豊岡市条例第11号 (以下条例案のとおり)

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。 附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。 附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第 5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除 額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民 税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収 に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県 民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした 場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係 る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収 に係る個人の住民税の額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税 の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の 合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特 別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住 民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又 は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切 り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金 額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した 残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たな い場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に 規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納 期」という。) においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の 住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期にお

いてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通 徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普 通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により 特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 (第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び 同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所 得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出され

る第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額 及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号 及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所 得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第 3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個 人の市民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通 徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税 の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前 の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この 号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除 して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額 が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以 下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通 徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項に おいて「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期 納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の 市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条 の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によっ て徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び 第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその 者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分 金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日まで の間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の 全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。 以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特 別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する 金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月 1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額 とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とそ の者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特 別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期にお

- いてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の 年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する 税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においては その者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの 間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額 の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通 徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該 年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額 及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同 条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1 日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別

徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第 1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者 の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の 初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、 同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とそ の者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日まで の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額 控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合に は、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日まで の間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同 条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1 日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別 徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第

- 3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合 については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の右に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。 附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第17項」を 「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条 第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第 9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条 第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」 に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則 第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、 第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の

5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の

5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに 附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊岡市市税条例の規定 中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適 用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法 等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地 方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則 第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資 産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供す る固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の 日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する 滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税につい ては、なお従前の例による。

1 改正の内容

- (1) 令和6年能登半島地震災害により、その者の有する住宅、家財等の資産に損失が生じたときは、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けること。 (附則第5条の2関係)
- (2) 令和6年度分の個人の市民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者について、特別税額控除額を調整控除、寄附金税額控除等をした後の所得割の額から控除することとし、寄附金特例控除額の限度額及び年金所得に係る特別徴収の仮徴収税額の計算は、特別税額控除前の所得割の額で計算すること。(附則第7条の5関係)
- (3) 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の普通徴収に係る納付額について、第1期の納期に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、第2期以降の納期に徴収すべき税額から順次控除する特例を設けること。(附則第7条の6関係)
- (4) 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額について、10月分の特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、12月分以後の特別徴収税額から順次控除する等の所要の措置を講ずること。(附則第7条の7関係)
- (5) 令和7年度分の個人の市民税に限り、同一生計配偶者を有する特別税額控除 対象納税義務者の所得割の額から、特別税額控除額を控除すること。(附則第7 条の8関係)
- (6) 一定の特定バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置について、新たに 特例割合を定めること。(附則第10条の2関係)
- (7) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとすること。(附則第10条の3関係)
- (8) 固定資産税について、令和6年度から令和8年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置及び現行の負担調整措置の仕組みを継続すること。 (附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の3、附則第13条、 附則第15条関係)
- (9) 特別税額控除の実施に伴い、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例等について、読替規定の整備を行うこと。(附則第16条の3、附則第16

条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、 附則第20条の3)

(10) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項から第5項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後(案)
現行 附 則	附則 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の目の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の
	適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかっ

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

たものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第 4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下であ る所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額 控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条 の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2 第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の

5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とあるのは「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税 通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかか わらず、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る個人の市民税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り

捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)という。)といてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知

書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定 により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。) を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合について は、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する 特例)

- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の 規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得 に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個 人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方 法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額 については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る

個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないもの とした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課 徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同 じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第 3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及 び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において 「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)が その者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別 税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前 の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に 係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号 において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を 2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又 は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」とい う。) をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額 から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分 金額」という。) に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に 普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個 人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。) 並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする 際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係 る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対

象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係

る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係 る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、

その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、 次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」

という。) に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用 がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第 3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象 納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5 条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条 の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除 する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項

 _____の規定の適用については、同項中

 「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2\sim6$ 略

- <u>7</u> 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- <u>10</u> 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- <u>11</u> 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- <u>12</u> 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

<u>13</u> 略

14 法附則第15条第32項の条例で定める割合は2分の1とする。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2\sim6$ 略

- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は7分の6とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- <u>13</u> 法<u>附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

14 略

- 15 法附則第15条第33項の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

- <u>3</u> 略
- 4 略
- <u>5</u> 略
- <u>6</u> 略
- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならな い。

- 15 法附則第15条第32項の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

- 2 略
- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅の うち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった 場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年 法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の 7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書 類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7 第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前 項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用すること ができる。
- 4 略
- 5 略
- <u>6</u> 略
- <u>7</u> 略
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならな い。

 $(1)\sim(7)$ 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u> 第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) 略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第 9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 $(1)\sim(7)$ 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則</u> 第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第 9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

<u>12</u> 略

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、全和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4</u> 年度類似適用土地であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項 の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固

し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

13 略

(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、全和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7</u> <u>年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項 の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固

定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格 (法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土 地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の 固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定 資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5) を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、 前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅 地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整 固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5 年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定 資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度

定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格 (法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土 地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の 固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定 資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税 標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について決第349条 の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固

定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅 地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整 固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年 度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定 資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5</u> <u>年度分</u> の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定 資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満た ない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 略

第12条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附</u> <u>則第14条</u> の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 略

第12条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附</u> <u>則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各 年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しな い。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得

た額<u>(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度まで の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分 の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税 標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度まで の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分 の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税 標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から今和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

 $3\sim5$ 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略

3~5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税 の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

- 2 瞬
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税 の所得割の額」とする。
- 4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

 $2\sim4$ 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。(1)~(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。(1)~(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所 得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

 $2 \sim 4$ 略

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所 得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。(1)~(4) 略
- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所 得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。(1)~(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

3 • 4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。(1)~(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所 得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の 所得割の額」とする。
- 3 4 略
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市 民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) 略

3 · 4	略				

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略

6 略

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税 の所得割の額」とする。
- 3 4 略
- 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附 則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるの は、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市 民税の所得割の額」とする。
- 6 略

専決第5号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算(第12号)

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,276千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,717,306千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月29日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地 方 譲 与 税		420, 202	16, 635	436, 837
	1.地方揮発油讓与税	82, 649	6, 245	88, 894
	2. 自動車重量譲与税	257, 259	10, 733	267, 992
	5. 航空機燃料讓与税	1,006	△343	663
3. 利 子 割 交 付 金		3, 810	910	4, 720
	1.利 子 割 交 付 金	3, 810	910	4, 720
4. 配 当 割 交 付 金		91, 655	△5, 125	86, 530
	1.配 当 割 交 付 金	91, 655	△5, 125	86, 530
5. 株式等譲渡所得割交付金		68, 092	24, 332	92, 424
	1. 株式等譲渡所得割交付金	68, 092	24, 332	92, 424
6. 法人事業税交付金		150, 655	35, 190	185, 845
	1. 法人事業税交付金	150, 655	35, 190	185, 845
7. 地方消費税交付金		1, 890, 000	7, 650	1, 897, 650
	1.地方消費税交付金	1, 890, 000	7, 650	1, 897, 650
8. ゴルフ場利用税交付金		12, 299	△2, 178	10, 121
	1. ゴルフ場利用税交付金	12, 299	△2, 178	10, 121
9. 自動車取得税交付金		0	3, 858	3, 858
	1.自動車取得税交付金	0	3, 858	3, 858
10. 環境性能割交付金		43, 146	27, 095	70, 241
	1. 環境性能割交付金	43, 146	27, 095	70, 241
11. 地方特例交付金		65, 849	△2, 255	63, 594
	1.地方特例交付金	58, 049	△2, 776	55, 273
	2. 新型コロナウイルス感染 症対策地方税減収補填特別 交付 金	7, 800	521	8, 321
12. 地 方 交 付 税		17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864
	1.地 方 交 付 税	17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864
13. 交通安全対策特別交付金		10, 663	△2, 278	8, 385
	1. 交通安全対策特別交付金	10, 663	△2, 278	8, 385

		款				Ą	頁			補正前の額	補	正額	計
14.	分扌	担金及び	び負担	金金						156, 232		△772	155, 460
					1. 分		担		金	7, 965		△772	7, 193
16.	国	庫 支	出	金						6, 774, 706		△5, 562	6, 769, 144
					2. 国	庫	補	助	金	3, 801, 575		△5, 562	3, 796, 013
17.	県	支	出	金						3, 686, 828		△11,009	3, 675, 819
					2. 県	補		助	金	1, 584, 560		△11,009	1, 573, 551
20.	繰	入		金						1, 458, 497		△240, 908	1, 217, 589
					2. 基	金	繰	入	金	1, 292, 030		△240, 908	1, 051, 122
22.	諸	収		入						1, 519, 930		38, 017	1, 557, 947
					5. 雑				入	946, 429		38, 017	984, 446
23.	市			債						2, 659, 200		△188, 500	2, 470, 700
					1. 市				債	2, 659, 200		△188, 500	2, 470, 700
		歳	フ		合		計			49, 693, 030		24, 276	49, 717, 306

歳 出 (単位 千円)

		款			J	項			補正前の額	補 正 額	計
2.	総	務	費						7, 926, 948	99, 612	8, 026, 560
				1. 総	務	管	理	費	7, 189, 313	99, 612	7, 288, 925
3.	民	生	費						15, 557, 724	△37, 371	15, 520, 353
				1. 社	会	福	祉	費	5, 432, 441	△37, 371	5, 395, 070
7.	商	エ	費						1, 243, 672	△34, 911	1, 208, 761
				1. 商		工		費	1, 243, 672	△34, 911	1, 208, 761
12.	公	債	費						6, 086, 297	△3, 054	6, 083, 243
				1. 公		債		費	6, 086, 297	△3, 054	6, 083, 243
		歳	出	合		計			49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

第 2 表 繰越明許費補正

変	更										(単位 千円)		
		款		百					車 柴 夕	金額			
		示人			項 事 業 名		補 正 前	補 正 後					
3.	民	生	費	1.	社	会 蓷	4	費	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給 事業	64,194	26,823		
7.	商	工	費	1.	商	ュ	_	費	商工振興事業	63,035	28,124		
	計								127,229	54,947			

第 3 表 地方債補正

廃	<u> </u>										(単位 千円)
	起	債	\mathcal{O}	目	的		限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
臨	時	財	政	対	策	債	153,300	当 初 予 算記載のとおり			
			計				153,300				

変更		(単位 千円)
起債の目的	限度	
	補 正 前	補 正 後
鉄道交通対策事業費	18,500	18,300
〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	[18,500]	[18,300]
庁 舎 整 備 事 業 費	11,100	10,100
〔 城 崎 庁 舎 〕	[11,100]	[10,100]
コミュニティセンター整備事業費	178,600	178,100
〔高橋地区コミュニティセンター〕	[2,300]	[1,800]
城崎国際アートセンター整備事業費	38,100	38,000
児童福祉施設整備事業費	96,200	96,100
〔(仮称)蓼川こども園〕	[82,900]	[82,800]
土地改良事業費	116,700	116,000
〔下鶴井地区〕	[9,700]	[9,800]
〔内町地区〕	[18,700]	[18,600]
〔基幹農道長寿命化事業〕	[22,500]	[21,900]
〔農道橋耐震化事業〕	[13,600]	[13,500]
治 山 事 業 費	161,400	161,500
〔林地崩壊対策事業〕	[161,400]	[161,500]
土木管理事業費	41,800	42,400
〔鶴岡第10樋管〕	[10,000]	[10,600]
道路整備事業費	195,700	193,900
〔大規模舗装修繕事業〕	[61,800]	[61,700]
〔 道 路 防 災 事 業 〕	[21,100]	[18,900]
〔道路維持事業〕	[52,400]	[52,200]

起債の目的	限	度額
	補 正 前	補 正 後
〔側溝整備事業〕	[19,800]	[20,600]
〔上山二見線〕	[9,500]	[9,400]
橋りょう整備事業費	252,900	259,200
〔橋りょう長寿命化事業〕	[163,900]	[170,200]
消雪装置整備事業費	54,900	54,500
消防防災施設整備事業費	131,400	127,500
〔 防 火 水 槽 〕	[16,000]	[13,700]
〔 消 火 栓 〕	[12,000]	[10,400]
公立小学校整備事業費	38,000	36,500
〔三江小学校〕	[13,000]	[12,500]
〔 竹 野 小 学 校 〕	[25,000]	[24,000]
公立中学校整備事業費	259,100	254,700
〔城崎中学校〕	[4,000]	[4,100]
〔 竹 野 中 学 校 〕	[23,000]	[18,500]
保健体育施設整備事業費	320,800	311,100
[こうのとりスタジアム]	[26,100]	[21,900]
〔豊岡総合体育館〕	[282,700]	[277,200]
農林水産業施設補助災害復旧事業費	10,000	4,800
〔農地農業用施設〕	[8,900]	[3,700]
公 共 土 木 施 設補 助 災 害 復 旧 事 業 費	46,900	34,200
	[46,900]	[34,200]
計	2,505,900	2,470,700

令 和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 12 号) に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地 方 譲 与 税	420, 202	16, 635	436, 837
3. 利 子 割 交 付 金	3,810	910	4, 720
4. 配 当 割 交 付 金	91, 655	△5, 125	86, 530
5. 株式等譲渡所得割交付金	68, 092	24, 332	92, 424
6. 法人事業税交付金	150, 655	35, 190	185, 845
7. 地方消費税交付金	1,890,000	7,650	1, 897, 650
8. ゴルフ場利用税交付金	12, 299	△2, 178	10, 121
9. 自動車取得税交付金	0	3, 858	3, 858
10. 環境性能割交付金	43, 146	27, 095	70, 241
11. 地 方 特 例 交 付 金	65, 849	△2, 255	63, 594
12. 地 方 交 付 税	17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864
13. 交通安全対策特別交付金	10, 663	△2, 278	8, 385
14. 分担金及び負担金	156, 232	△772	155, 460
16. 国 庫 支 出 金	6, 774, 706	△ 5, 562	6, 769, 144
17. 県 支 出 金	3, 686, 828	△11,009	3, 675, 819
20. 繰 入 金	1, 458, 497	△240, 908	1, 217, 589
22. 諸 収 入	1, 519, 930	38, 017	1, 557, 947
23. 市 債	2, 659, 200	△188, 500	2, 470, 700
歳 入 合 計	49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

(歳 出)

			款			補 正 前 の 額	補正額	計
2.	総		務		費	7, 926, 948	99, 612	8, 026, 560
3.	民		生		費	15, 557, 724	△37, 371	15, 520, 353
6.	農	林	水産	業	費	2, 052, 497	0	2, 052, 497
7.	商		工		費	1, 243, 672	△34, 911	1, 208, 761
8.	土		木		費	5, 459, 679	0	5, 459, 679
9.	消		防		費	1, 601, 483	0	1, 601, 483
10.	教		育		費	4, 470, 501	0	4, 470, 501
11.	災	害	復	旧	費	288, 140	0	288, 140
12.	公		債		費	6, 086, 297	△3, 054	6, 083, 243
	歳	出	合	計		49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/1/	7.1	1///
3, 947			△1,800									97, 465
△72, 782			△100				△612					36, 123
35, 411			△600									△34, 811
												△34, 911
27, 862			4, 700									△32, 562
			△3, 900									3, 900
		2	△15, 600									15, 600
△10, 384		4	△17, 900				△772					29, 056
							△500					△2, 554
△15, 946			△35, 200				△1,884					77, 306

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	82, 649	6, 245	88, 894
計	82, 649	6, 245	88, 894

(款) 2. 地方譲与税

(項) 2. 自動車重量讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車重量譲与税	257, 259	10, 733	267, 992
計	257, 259	10, 733	267, 992

(款) 2. 地方譲与税

(項) 5. 航空機燃料讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 航空機燃料讓与税	1,006	△343	663
計	1,006	△343	663

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

	目				補正前の額	補正額	計
1. 利 -	子 割	交	付	金	3, 810	910	4, 720
	計				3, 810	910	4, 720

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 配 当 割 交 付 金	91, 655	△5, 125	86, 530
計	91, 655	△5, 125	86, 530

節		説	明
区 分	金額		,,
1. 地方揮発油讓与	i 6, 245	地方揮発油譲与税	6, 245

(単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額		,,	
1.	自動車重	重量譲与税		10, 733	自動車重量讓与税		10, 733

(単位 千円)

	節			説	明	
区	分	金	額		,,	
1. 航空	機燃料譲与税		△343	航空機燃料譲与税		△343

(単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額		7,	
1	. 利子害	割交付金		910	利子割交付金		910

	節				説	明	
	区	分	金	額		74	
1.	配当割	交付金	,	△5, 125	配当割交付金	\triangle	5, 125

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 株式等譲渡所得割交付金	68, 092	24, 332	92, 424
計	68, 092	24, 332	92, 424

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 法 人 事 業 税 交 付 金	150, 655	35, 190	185, 845
計	150, 655	35, 190	185, 845

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 消 費 税 交 付 金	1, 890, 000	7, 650	1, 897, 650
1	1, 890, 000	7, 650	1, 897, 650

(款) 8. ゴルフ場利用税交付金

(項) 1. ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. ゴルフ場利用税交付金	12, 299	△2, 178	10, 121
計	12, 299	△2, 178	10, 121

(款) 9. 自動車取得税交付金

(項) 1. 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 自動車取得税交付金	0	3, 858	3, 858
# 	0	3, 858	3, 858

	節				説	明	
	区	分	金	額		<i>7</i> •	
1. 株式等譲渡所得割交 付 金 24,332		24, 332	株式等譲渡所得割交付金		24, 332		

(単位 千円)

	節				明	
区	分	金	額		<i>7</i> •	
1. 法人	事業税交付金		35, 190	法人事業税交付金		35, 190
						·

(単位 千円)

	節			説	明	
Þ	分	金	額		,,	
1. 地方消費税交付金 7,6		7, 650	地方消費税交付金		7, 650	

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金額		,,
1. ゴルフ場利用税交付金	△2, 178	ゴルフ場利用税交付金	△2, 178

節					説	明	
	区	分	金	額		,,	
1.	自動車取	得税交付金		3, 858	自動車取得税交付金		3, 858

(款) 10. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割交付金	43, 146	27, 095	70, 241
計	43, 146	27, 095	70, 241

(款)11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 特 例 交 付 金	58, 049	$\triangle 2,776$	55, 273
計	58, 049	$\triangle 2,776$	55, 273

(款)11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減 収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	7, 800	521	8, 321
計	7,800	521	8, 321

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

	Ē				補正前の額	補正額	計
1. 地	方	交	付	税	17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864
計					17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864

(款)13. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 交通安全対策特別交付金	10, 663	△2, 278	8, 385
計	10, 663	△2, 278	8, 385

	節				説	明	
	区	分	金	額		,,	
1.	環境性	能割交付金		27, 095	環境性能割交付金		27, 095

(単位 千円)

節				説	明
区	分	金	額		,,
1. 地方特	例交付金	4	△2, 776	地方特例交付金	$\triangle 2,776$
			·		

(単位 千円)

		節			説	明
	区	分	金	額		,,
1.	感染症丸	ナウイルス 対策地方税減 特別交付金		521	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付 金	521

(単位 千円)

節		説明	1
区 分	金額		•
1. 地 方 交 付 税	329, 176	特別交付税	329, 176

節		説	明
区 分	金額		2,
1. 交通安全対策特別交付 金	△2, 278	交通安全対策特別交付金	△2, 278

(款)14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
5. 災害復旧費分担金	2, 322	△772	1, 550
計	7, 965	△772	7, 193

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 土 木 費 国 庫 補 助 金	381, 067	27, 862	408, 929
21. 地方創生臨時交付金	1, 697, 287	△33, 424	1, 663, 863
計	3, 801, 575	△5, 562	3, 796, 013

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費 県 補 助 金	26, 873	△625	26, 248
10. 災害復旧費県補助金	44, 674	△10, 384	34, 290
計	1, 584, 560	△11,009	1, 573, 551

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

	目	補正前の額	補正額	計
1.	財政調整基金繰入金	522, 389	△239, 796	282, 593
2.	市債管理基金繰入金	121, 110	△500	120, 610
13.	地域振興基金繰入金	575, 104	△612	574, 492
	計	1, 292, 030	△240 , 908	1, 051, 122

節			説	明	
区分	金	額		,,	
1. 農林水産業施設災害 復 旧 費 分 担 金		△772	農地農業用施設災害復旧事業費分担金		△772

(単位 千円)

	節		説	明
	区 分	金 額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	/-
1.	道路橋りょう費補助 金	27, 862	防災・安全交付金 雪害対策事業費	27, 862 27, 862
1.	地方創生臨時交付金	△33, 424	地方創生臨時交付金	△33, 424

(単位 千円)

	節		説	明
	区 分	金額	,	<i>7</i> •
1.	総務管理費補助金	△625	市町振興支援交付金	△625
1.	農林水産業施設災害復 旧費補助金	△10, 384	農地農業用施設災害復旧費補助金	△10, 384

	節				説	明
	区	分	金	額		,,
1.	財政調	整基金繰入金	$\triangle 2$	239, 796	財政調整基金繰入金	△239, 796
1.	市債管	理基金繰入金		△500	市債管理基金繰入金	△500
1.	地域振	興基金繰入金		△612	地域振興基金繰入金	△612

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目		補正前の額	補正額	計
6. 雑	入	945, 857	38, 017	983, 874
計		946, 429	38, 017	984, 446

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

(水/ 23. 川川			(-5/)	1. 川川	
	目		補正前の額	補正額	計
2. 総	務	債	246, 300	△1,800	244, 500
3. 民	生	債	97, 300	△100	97, 200
6. 農 林	水 産 業	債	300, 400	△600	299, 800
8. 土	木	債	708, 000	4, 700	712, 700
9. 消	防	債	131, 400	△3, 900	127, 500
10. 教	育	債	782, 700	△15, 600	767, 100

一般会計

	節			明
区	分	金 額		, ·
3. 雑	入	38, 01	「	38, 017

節		説	明
区 分	金額		91
1. 総務管理債	△1,800	鉄道交通対策事業債 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 庁舎整備事業債 城崎庁舎 コミュニティセンター整備事業債 高橋地区コミュニティセンター 城崎国際アートセンター整備事業債	$\triangle 200$ $\triangle 200$ $\triangle 1,000$ $\triangle 1,000$ $\triangle 500$ $\triangle 100$
3. 児 童 福 祉 債	△100	児童福祉施設整備事業債 (仮称) 蓼川こども園	△100 △100
1. 農 業 債	△700	土地改良事業債 下鶴井地区 内町地区 基幹農道長寿命化事業 農道橋耐震化事業	△700 100 △100 △600 △100
2. 林 業 債	100	治山事業債 林地崩壊対策事業	100 100
1. 土 木 管 理 債	600	土木管理事業債 鶴岡第10樋管	600 600
2. 道路橋りょう債	4, 100	道路整備事業債 大規模舗装修繕事業 道路防災事業 道路維持事業 側溝整備事業 上山二見線 橋りよう整備事業債 橋りよう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	\triangle 1,800 \triangle 100 \triangle 2,200 \triangle 200 800 \triangle 100 6,300 6,300 \triangle 400
1. 消 防 債	△3, 900	消防防災施設整備事業債 防火水槽 消火栓	$\triangle 3,900$ $\triangle 2,300$ $\triangle 1,600$
2. 小 学 校 債	△1, 500	公立小学校整備事業債 三江小学校 竹野小学校	△1,500 △500 △1,000
3. 中 学 校 債	△4, 400	公立中学校整備事業債 城崎中学校	△4, 400 100

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(教育 債)			
11. 災 害 復 旧 債	97, 300	△17, 900	79, 400
14. 臨 時 財 政 対 策 債	153, 300	△153, 300	0
## H	2, 659, 200	△188, 500	2, 470, 700

節		説	明
区 分	金額	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7.
(中 学 校 債)		竹野中学校	△4, 500
6. 保 健 体 育 債	△9,700	保健体育施設整備事業債 こうのとりスタジアム 豊岡総合体育館	$\triangle 9,700$ $\triangle 4,200$ $\triangle 5,500$
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	△5, 200	補助災害復旧事業債 農地農業用施設	△5, 200 △5, 200
2. 公共土木施設災害復旧 債	△12, 700	補助災害復旧事業債 公共土木施設	△12, 700 △12, 700
1. 臨時財政対策債	△153, 300	臨時財政対策債	△153, 300

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100141011
5. 財 産 管 理 費	1, 570, 881	99, 612	1, 670, 493				99, 612
6. 企 画 費	777, 021	0	777, 021		△100		100
8. 公共交通対策費	378, 546	0	378, 546		△200		200
9. 環境政策推進費	333, 878	0	333, 878	3, 947			△3, 947
13. 城崎振興局費	36, 214	0	36, 214		△1,000		1,000
32. 地域コミュニティ 推 進	528, 645	0	528, 645		△500		500
<u></u>	7, 189, 313	99, 612	7, 288, 925	3, 947	△1,800		97, 465

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

				補	正額の	財源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方值	その他	750 4 54
1. 社会福祉総務費	2, 324, 430	△37, 371	2, 287, 059	△37, 371			
10 医梅弗里氏束类弗	200 471	0	200 471			∧ <i>6</i> 19	610
10. 医療費助成事業費	380, 471	0	380, 471			△612	612
計	5, 432, 441	△37, 371	5, 395, 070	△37, 371		△612	612

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

						補	正額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定	財	源			一般財源
						国県支出金	地方	債	そ	の	他	142714 1011
1. 児童福祉総務費	1, 885, 121			0	1, 885, 121	△35, 411						35, 411
4. 私立保育所費	2, 592, 747			0	2, 592, 747			100				100
計	5, 452, 106			0	5, 452, 106	△35, 411		100				35, 511

	節				
区	分	金	額	説	明
24. 積	立、	È	99, 612	基金管理費 【財政課·農林水産課】 財政調整基金積立金 森林環境基金積立金	99, 612 100, 000 △388
				財源更正	

(単位 千円)

	節					
区	分	金	額	説	明	
18. 負担金、交	補助及び付金		△37, 371	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費 会福祉課】 交付金 価格高騰緊急支援給付金	【社	\triangle 37, 371 \triangle 37, 371 \triangle 37, 371
				財源更正		

	節								
区	分	金	額	説	明				
				財源更正					
				財源更正					

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	127/4/17
3. 農 業 振 興 費	662, 600	(662, 600	35, 411			△35, 411
5. 農 地 費	784, 041	(784, 041		△700		700
111111	1, 696, 472	(1, 696, 472	35, 411	△700		△34, 711

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

					補	正	額(カ	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定	財		源			一般財源
					国県支出金	地	方(責	そ	の	他	100/14/041
2. 林 業 振 興 費	285, 454		0	285, 454			1	00				△100
計	327, 957		0	327, 957			1	00				△100

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	732713 1/31
2. 商 工 振 興 費	834, 557	△34, 911	799, 646				△34, 911
計	1, 243, 672	△34, 911	1, 208, 761				△34, 911

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 041
4. 排水機樋門管理費	111, 474			0	111, 474				600				△600
計	424, 957			0	424, 957				600				△600

(単位 千円)

	節				
X	分	金	額	説	明
				財源更正	
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節			
区	分	金額	説	明
18. 負担金、交	補助及び付 金	△34, 91	商工振興事業費 【環境経済課】 補助金 中小企業者省エネリフォーム支援事業費	$\triangle 34, 911$ $\triangle 34, 911$ $\triangle 34, 911$
				_

	節						
区	分	金	額	說	明		
				財源更正			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
E E	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	732773 1/37
2. 道 路 維 持 費	302, 630	(302, 630		△1,700		1,700
3. 道路新設改良費	122, 460	(122, 460		△100		100
4. 雪 害 対 策 費	703, 509	(703, 509	27, 862	△400		△27, 462
5. 橋りょう維持費	430, 839	(430, 839		6, 300		△6, 300
計	1, 975, 868	(1, 975, 868	27, 862	4, 100		△31, 962

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

					補	正額	りの	財	源	内	訳
I	補正前の額	補正	額	計	特	定	財	源			一般財源
					国県支出金	地方	ī 債	そ	の	他	12014 1241
3. 消 防 施 設 費	81, 025		0	81, 025		Δ	3, 900				3, 900
# 	1, 601, 483		0	1, 601, 483		Δ	3, 900				3, 900

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	100/14 0/11
3. 小学校施設整備費	39, 614			0	39, 614			△1,	500				1, 500
111111	601, 337			0	601, 337			$\triangle 1$,	500				1,500

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/4X/\1 \\ \\ \\
1. 中学校管理費	246, 577			0	246, 577				100				△100
3. 中学校施設整備費	274, 383			0	274, 383			$\triangle 4$, 500				4, 500
計	581, 083			0	581, 083			$\triangle 4$, 400				4, 400

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	說	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

É	î				
区 分	金額		說	明	
		財源更正			

節					
区 分	金額	説	明		
		財源更正			
		財源更正			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 041
4. 体 育 館 費	441, 946	0	441, 946		△5, 500		5, 500
5. 市民グラウンド費	109, 942	0	109, 942		△4, 200		4, 200
111-1	1, 380, 471	0	1, 380, 471		△9, 700		9, 700

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

						補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			_	·般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他		/32/14 1//11
1. 農林水産業施設災 害 復 旧 費	101, 599			0	101, 599	△10, 384		△5,	, 200		Δ	√772		16, 356
∄ †	101, 599			0	101, 599	△10, 384		△5,	, 200		\triangle	772		16, 356

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	0)	他	/4X X 1 W/A
1. 公共土木施設災害 復 旧 費	186, 541			0	186, 541		2	△12,	, 700				12, 700
計	186, 541			0	186, 541			∆12 ₁	, 700				12, 700

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目		補正前の額	補 正	額	計	特	特 定 貝		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 1011
1. 元	金	5, 920, 100		0	5, 920, 100						Δ	2500	500
2. 利	子	166, 178	△3	, 054	163, 124								△3, 054

(単位 千円)

	節				
X	分	金	額	説	明
				財源更正	
				財源更正	

(単位 千円)

	節				(
X	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節			
区	分	金	額	説
				財源更正

	節				
×	分	金	額	說	明
				財源更正	
22. 償:	還金、利子及び割 料		∆3, 054	市債利子 【財政課】 市債利子 一時借入金利子 【財政課】 一時借入金利子	△54 △54 △3,000 △3,000

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11-1-1	6, 086, 297	△3, 054	6, 083, 243			△500	△2, 554

					(単位 千円)
	節				
区	分	金	額	説	明

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

		区);	分			前前年度末現在高	前年度末現 在高		年 度 中 度 中 起 債
								22 22 14) <u> </u>	補正前の額	補 正 額
1. 普		通	債					30, 150, 527	28, 032, 518	2, 765, 400	△ 17, 300
(1)	総						務	4, 385, 078	3, 937, 318	246, 300	△ 1,800
(2)	民						生	215, 298	132, 420	97, 300	△ 100
(4)	農		林		水		産	1, 018, 090	1, 081, 794	314, 300	△ 600
(6)	土						木	7, 010, 903	7, 181, 205	1, 074, 100	4, 700
(7)	消						防	3, 591, 986	3, 151, 409	140, 400	△ 3,900
(8)	教						育	7, 329, 669	6, 659, 721	870, 600	△ 15,600
2. 災	害	復	旧 億	ŧ				287, 172	238, 276	97, 300	△ 17,900
(1)	農		林		水		産	67, 361	49, 747	33, 600	△ 5, 200
(2)	土						木	219, 811	188, 529	63, 700	△ 12,700
3. そ	0)	他	債					15, 751, 836	14, 682, 396	273, 400	△ 153, 300
(3)	臨	時	財	政	対	策	債	14, 932, 798	13, 921, 064	153, 300	△ 153, 300
		合		Ē	計			46, 189, 535	42, 953, 190	3, 136, 100	△ 188, 500

(単位 千円)

増減	見		当該年度	末現在	高 見 込 額
見 込 智	額 当 計	亥年度中			
補正後の	額 込	全償還見 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
2, 748,	100 4	, 326, 094	26, 471, 824	△ 17, 300	26, 454, 524
244,	500	608, 325	3, 575, 293	△ 1,800	3, 573, 493
97,	200	44, 433	185, 287	△ 100	185, 187
313,	700	95, 133	1, 300, 961	△ 600	1, 300, 361
1, 078,	800	942, 025	7, 313, 280	4, 700	7, 317, 980
136,	500	615, 673	2, 676, 136	△ 3,900	2, 672, 236
855,	000 1	, 134, 639	6, 395, 682	△ 15,600	6, 380, 082
79,	400	43, 199	292, 377	△ 17,900	274, 477
28,	400	12, 488	70, 859	△ 5, 200	65, 659
51,	000	30, 711	221, 518	△ 12, 700	208, 818
120,	100 1	, 550, 807	13, 404, 989	△ 153, 300	13, 251, 689
	1	, 370, 534	12, 703, 830	△ 153, 300	12, 550, 530
2, 947,	600 5	5, 920, 100	40, 169, 190	△ 188, 500	39, 980, 690

歳入補正予算総括表

認	欠 名	称	補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲	与 税	420, 202	16, 635	436, 837
3	利 子 割 交	付 金	3, 810	910	4, 720
4	配 当 割 交	付 金	91, 655	\triangle 5, 125	86, 530
5	株式等譲渡所得	割交付金	68, 092	24, 332	92, 424
6	法人事業税	交 付 金	150, 655	35, 190	185, 845
7	地方消費税	交 付 金	1, 890, 000	7, 650	1, 897, 650
8	ゴルフ場利用和	说交付金	12, 299	△ 2,178	10, 121
9	自動車取得税	交付金	0	3, 858	3, 858
10	環境性能割	交 付 金	43, 146	27, 095	70, 241
11	地方特例多	交 付 金	65, 849	\triangle 2, 255	63, 594
12	地 方 交	付 税	17, 586, 688	329, 176	17, 915, 864
13	交通安全対策特	別交付金	10, 663	△ 2,278	8, 385
14	分担金及び	負 担 金	156, 232	△ 772	155, 460
16	国 庫 支	出 金	6, 774, 706	\triangle 5, 562	6, 769, 144
17	県支	出 金	3, 686, 828	△ 11,009	3, 675, 819
20	繰 入	金	1, 458, 497	△ 240, 908	1, 217, 589
22	諸 収	入	1, 519, 930	38, 017	1, 557, 947
23	市	債	2, 659, 200	△ 188, 500	2, 470, 700
	歳入合計		49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

	主な	内容	
地方揮発油譲与税	6, 245	自動車重量譲与税	10, 733
航空機燃料譲与税	△ 343		
地方特例交付金	△ 2,776	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	521
特別交付税	329, 176		
農地農業用施設災害復旧事業費分担金	△ 772		
防災・安全交付金	27, 862	地方創生臨時交付金	△ 33, 424
市町振興支援交付金	△ 625	農地農業用施設災害復旧費	△ 10, 384
財政調整基金	△ 239, 796	市債管理基金	△ 500
地域振興基金	△ 612		
兵庫県市町村振興協会市町交付金	38, 017		
鉄道交通対策事業債	△ 200	庁舎整備事業債	△ 1,000
コミュニティセンター整備事業債	△ 500	城崎国際アートセンター整備事業債	△ 100
児童福祉施設整備事業債	△ 100	土地改良事業債	△ 700
治山事業債	100	土木管理事業債	600
道路整備事業債	△ 1,800	橋りょう整備事業債	6, 300
消雪装置整備事業債	△ 400	消防防災施設整備事業債	△ 3,900
公立小学校整備事業債	\triangle 1,500	公立中学校整備事業債	△ 4, 400
保健体育施設整備事業債	\triangle 9,700	補助災害復旧事業債	\triangle 17, 900
臨時財政対策債	△ 153, 300		

歳出補正予算総括表

蒜	款名		称	補正前の額	補正額	計	
2	総	務	費	7, 926, 948	99, 612	8, 026, 560	
3	民	生	費	15, 557, 724	△ 37, 371	15, 520, 353	
7	商	エ	費	1, 243, 672	△ 34, 911	1, 208, 761	
12	公	債	費	6, 086, 297	△ 3,054	6, 083, 243	
	歳	出合計		49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306	

	主 な 内 容	
基金管理費	99, 612	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費	△ 37, 371	
商工振興事業費	△ 34, 911	
市債利子	△ 54 一時借入金利子	△ 3,000

歳出節別補正予算

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	≣
18	負担金、補助及び交付金	12, 126, 046	△ 72, 282	12, 053, 764
22	償還金、利子及び割引料	6, 264, 887	△ 3,054	6, 261, 833
24	積 立 金	1, 395, 795	99, 612	1, 495, 407
	歳 出 合 計	49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

歳出性質別補正予算

番号		性	質	別		補正前の額	補 正 額	計
5	補	助		費	等	11, 247, 968	△ 72, 282	11, 175, 686
9	公		債		費	6, 086, 278	△ 3,054	6, 083, 224
(1)	元	利	償	還	費	6, 083, 278	△ 54	6, 083, 224
(1)	利				子	163, 178	△ 54	163, 124
(2)		時 借	入	金 利	子	3,000	△ 3,000	0
10	積		立		金	1, 395, 795	99, 612	1, 495, 407
	厉	歳 出 台	言言	+		49, 693, 030	24, 276	49, 717, 306

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位 千円)

	事業名	予算額	特	定財	源	一般財源
	ず 木 仏	7 开识	国県支出金	地 方 債	その他	川文於丁仍於
総務費	城崎国際アートセンター管理費			△ 100		100
	鉄 道 交 通 対 策 事 業 費			△ 200		200
	庁 舎 管 理 費 (城 崎)			△ 1,000		1,000
	コミュニティセンター管理費			△ 500		500
	小 計	0	0	△ 1,800	0	1,800
民生費	就学前教育・保育施設整備事業費			△ 100		100
	小 計	0	0	△ 100	0	100
農林水	農業用施設管理費			△ 600		600
産業費	基盤整備促進事業費			△ 100		100
	治 山 事 業 費			100		△ 100
	小 計	0	0	△ 600	0	600
土木費	排水機樋門管理費			600		△ 600
	道路維持事業費			△ 1,700		1,700
	上山二見線道路改良事業費			△ 100		100
	雪 害 対 策 事 業 費			△ 400		400
	橋りょう長寿命化事業費			6, 300		△ 6,300
	小 計	0	0	4, 700	0	△ 4,700
消防費	防火水槽整備事業費			△ 2,300		2, 300
	消火栓管理費			△ 1,600		1,600
	小 計	0	0	△ 3,900	0	3, 900
教育費	学校施設整備事業費 (小学校)			△ 1,500		1,500
	学校施設管理費(中学校)			100		△ 100
	学校施設整備事業費 (中学校)			△ 4,500		4, 500
	豊 岡 総 合 体 育 館 管 理 費			△ 5,500		5, 500
	こうのとりスタジアム管理費			△ 4,200		4, 200
	小 計	0	0	△ 15,600	0	15, 600
	合 計	0	0	△ 17,300	0	17, 300

<災害復旧事業> (単位:千円)

	事業名	予算額	特	定 財	源	一般財源
	ず 未 石	了异识	国県支出金	地 方 債	その他	州 又只10尔
災害	農地農業用施設災害復旧事業費		△ 10, 384	△ 5,200	△ 772	16, 356
復 旧 費	公共土木施設災害復旧事業費			△ 12,700		12, 700
	合 計	0	△ 10,384	△ 17,900	△ 772	29, 056

一般会計地方債の内訳

(た当 平 30%)			<u> </u>	
(充当率90%) 土 地 改 艮 事 業 展地整備事業費負担金 (下鶴井地区) 100	起債の種類	事 業 名	事業内容	予算計上額
公共事業等債(充当率100%) 土地改良事業農地整備事業(内町地区) △100 (充当率100%) 計 △200 (充当率65~100%) 機構助災害復旧事業 公共土木施設 公共工作经验循事整備 ○200 △17,900 一般事業債(充当率100%) 児童福祉施設整備事業 (仮称) 蓼川こども園整備 ○100 △200 合併特例事業債(充当率95%) 児童福祉施設整備事業 (仮称) 蓼川こども園整備 ○100 △100 緊急防災, 減災, 等業 (債 (充当率100%) 財防防災施設整備事業 協協公本会整備事業 ○1,000 ○100 「充当率100%) 財防防災施設整備事業 協協公本会整備事業 ○1,600 (充当率90%) 土地改良事業 基幹農道長寿命化事業 ○2,300 公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%) 土地改良事業 基幹農道長寿命化事業 ○4,200 公立小学校整備事業 ○200 二江小学校整備事業 ○4,200 保健体育施設整備事業 ○200 二江小学校整備事業 ○4,200		土地改良事業	農地整備事業費負担金(下鶴井地区)	100
(充当率100%)		橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 100
次 書復旧事業値 (売当率65~ 100%)		土地改良事業	農地整備事業 (内町地区)	△ 100
災害復旧事業債 (充当率65~ 100%) 農林水産業施設 補助災害復旧事業 補助災害復旧事業 一人 補助災害復旧事業 一人 一般事業債 (充当率100%) 農地農業用施設 公共土木施設 小 計 (充当率100%) 公共土木施設 公共土木施設 会田事業 (依当率100%) 公共土木施設 会田事業 (依充当率100%) 公共土木施設 会田事業 (依充当率100%) 公共施設等適正 (依有) 公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%) 公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%) 公共施設等適正 管理推進事業債 公工、分子整備事業 公共施設等適正 管理推進事業債 公工、分子整備事業 公共施設等適正 会田。 公共施設等適正 管理推進事業債 公工、分子整備事業 公工、分子を整備事業 会工、分子、分子、会工、分子、会工、分子、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、会工、			農道橋耐震化事業	△ 100
(充当率65~ 100%) 補助災害復旧事業		小計		△ 200
A	災害復旧事業債	農林水産業施設補助災害復旧事業	農地農業用施設	△ 5,200
- 般 事 業 債 (充当率100%) 鉄 道 交 通 対 策 事 業 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備 事業 費補助金 か 計			公共土木施設	△ 12,700
(充当率100%) 大田 文田 対 東 事業 事業 書業		小計		△ 17,900
 合併特例事業債(充当率95%) 児童福祉施設整備事業 (仮称)蓼川こども園整備 △ 100 緊急防災・減災事業債(充当率100%) 消防防災施設整備事業 防火水槽整備 △ 1,000 保健体育施設整備事業 豊岡総合体育館整備事業 △ 1,600 保健体育施設整備事業 高橋地区コミュニティセンター整備 ○ 2,300 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%) 土地改良事業基幹農道長寿命化事業 △ 600 保健体育施設整備事業 ○ 500 保健体育施設整備事業 ○ 500 	一般事業債 (充当率100%)	鉄 道 交 通 対 策 事 業		△ 200
(充当率95%)		小計		△ 200
緊急防災・減災事(方・食・整備事業) 庁・食・整備事業 域崎庁舎整備事業 ム1,000 (充当率100%) 消防防災施設整備事業 防火水槽整備 ム2,300 消火栓整備 ム1,600 保健体育施設整備事業 塩岡総合体育館整備事業 ム1,600 小計 ム6,500 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%) コミュニティセンター整備事業 高橋地区コミュニティセンター整備を設整備事業 ム2,300 土地改良事業 基幹農道長寿命化事業 ム600 公立小学校整備事業 ム500 保健体育施設整備事業 こうのとりスタジアム整備事業 ム4,200		児童福祉施設整備事業	(仮称)蓼川こども園整備	△ 100
事業債 「大き整備事業 別域向力音整備事業 日本 100%」 当防防災施設整備事業 日本 100%」 「防火水槽整備 日本 1,600年 保健体育施設整備事業 日本 1,600年 「大全整備 日本 1,600年 「大全整備 日本 1,600年 水 計 日本 2,300年 「大会整備事業 日本 1,600年 「大会整備事業 日本 1,600年 公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%) コミュニティセンター整備事業 日本 1,600年 「本会 1,600年 土地改良事業 基幹農道長寿命化事業 日本 1,600年 「本会 1,600年 「本会 1,600年 公立小学校整備事業 日本 2,300年 「本会 1,600年 「本会 1,600年 日本 2,300年 「大会 2,300年 「大会 2,300年 日本 2,300年 「大会 2,300年		小計		△ 100
消防防災施設整備事業 防火水槽整備 △ 2,300 消火栓整備 △ 1,600 保健体育施設整備事業 豊岡総合体育館整備事業 △ 1,600 小 計 △ 6,500 公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%)		庁 舎 整 備 事 業	城崎庁舎整備事業	△ 1,000
(保健体育施設整備事業 豊岡総合体育館整備事業 △ 1,600 小 計 △ 6,500 公共施設等適正管理推進事業債 コミュニティセンター整備事業 高橋地区コミュニティセンター整備 △ 2,300 土 地 改 良 事 業 基幹農道長寿命化事業 △ 600 公立 小学校整備事業 ニエハ学校整備事業 △ 500 保健体育施設整備事業 こうのとりスタジアム整備事業 △ 4,200 4	(充当率100%)	消防防災施設整備事業	防火水槽整備	△ 2,300
小 計 △ 6,500 公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%) 土 地 改 良 事 業 基幹農道長寿命化事業			消火栓整備	△ 1,600
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%) コミュニティセンター整備事業 高橋地区コミュニティセンター整備		保健体育施設整備事業	豊岡総合体育館整備事業	△ 1,600
 管理推進事業債 (充当率90%) 土地改良事業 基幹農道長寿命化事業 △ 600 公立小学校整備事業 三江小学校整備事業 △ 500 保健体育施設整備事業 こうのとりスタジアム整備事業 △ 4,200 		小計		△ 6,500
土 地 改 艮 事 業 基幹農道長寿命化事業 △ 600 公立小学校整備事業 三江小学校整備事業 保健体育施設整備事業 こうのとりスタジアム整備事業 △ 4,200		コミュニティセンター整備事業	高橋地区コミュニティセンター整備	△ 2,300
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 こうのとりスタジアム整備事業 △ 4,200	(充当率90%)	土地改良事業	基幹農道長寿命化事業	△ 600
		公立小学校整備事業	三江小学校整備事業	△ 500
豊岡総合体育館整備事業 △ 3,900		保健体育施設整備事業	こうのとりスタジアム整備事業	△ 4,200
			豊岡総合体育館整備事業	△ 3,900
小 計 △ 11,500		小計		△ 11,500

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急自然災害防止対 策 債	治 山 事 業	林地崩壊対策事業	100
(充当率100%)	土木管理事業	鶴岡第10樋管整備	600
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	100
	小計		800
辺地対策事業債 (充当率100%)	道 路 整 備 事 業	道路防災事業	△ 200
		道路構造物長寿命化事業	△ 200
		側溝整備事業	900
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	10, 000
	小計		10, 500
過 疎 対 策 事 業 債 (充 当 率 100%)	コミュニティセンター整備事業	高橋地区コミュニティセンター整備	1, 800
	城崎国際アートセンター整備事業	城崎国際アートセンター整備事業	△ 100
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 100
		道路防災事業	△ 2,000
		側溝整備事業	△ 100
		上山二見線整備事業	△ 100
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 3,600
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 500
	公立小学校整備事業	竹野小学校整備	△ 1,000
	公立中学校整備事業	城崎中学校整備	100
		竹野中学校整備	△ 4,500
	小計		△ 10, 100
臨 時 財	政 対 策 債		△ 153, 300
	合 計		△ 188, 500

報告第4号

令和5年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和5年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

		款			項	Į			事	∓		業		名	, 1		金	額	
2.	総	務費	1.	総	務	管	理費	城	崎 国	祭ア	7 —	トセ	ニン:	ター	管理	11 費	37	,263,0	000
								鉄	道	交	通	ĺ	対	策	事	業	21	,927,0	000
								ジ	ェンダ	<u> </u>	ギャ	ッフ	。解	消推	進事	事業	1	,650,0	000
			3.	戸台	籍信	主 帳	是基本 費	戸	籍住	民	基	本	台	帳	事 務	費	33	,678,0	000
3.	民	生費	1.	社	会	福	祉 費	住臨	民 時 特	税 : 別	非 給	課付	税 金	世 支 絹	帯 洽 事	等 : 業	26	,823,0	000
								低給	所 付	得 <i>生</i>	世 全	帯支	生 彩	活 合	支 事	援 業	324	,623,0	000
			2.	老	人	福	祉 費	緊	急 通	報	シ	スラ	- A	整	備事	業	2	,390,0	000
			3.	児	童	福	祉 費	子	育て世	帯生	三活厂		ギフ	ト券	支給事	事業	143	,161,0	000
6.	農	林水産業費	1.	農		業	費	基	盤	整	備	1	促	進	事	業	155	,688,0	000
								地	籍	:	調		査	Į	事	業	90	,336,0	000
			2.	林		業	費	治		L	Ц		Ę	F		業	105	,912,0	000
								林		道		管		理		費	13	,408,0	000
7.	商	工 費	1.	商		エ	費	商	I		振		興	Į	事	業	28	,124,0	000
								産	業	用	坦	1 3	整	備	事	業	85	,135,0	000
8.	土	木 費	2.	道	路标	喬り	よう費	道	路	,	維		持	Į	事	業	68	,200,0	000
								市		単		独		事		業	13	,565,0	000
								風	早	線	道	路	改	良	事	業	19	,600,0	000
								橋	りょ	う	長	寿	命	化	事	業	256	,432,0	000
								栃	江	ħ	喬	整	ſī	崩	事	業	25	,800,0	000
								上	野	<u></u>	喬	整	ſī	莆	事	業	133	,663,0	000
								交	通多	₹	全 方	包 意	殳 惠	色 備	事	業	10	,000,0	000
			3.	河		JII	費	河	JII		改		良	į	事	業	21	,000,0	000
								普	通	河	JI		整	備	事	業	45	,000,0	000

(単位:円)

翌年度	左	<u>(単位:円)</u> 訳			
繰越額	既 収 入 特 定 財 源	未 収 国 県 支 出 金	入 特 定 地 方 債	財 その他	一般財源
37,103,000	0		37,100,000	0	3,000
21,927,000	0	13,979,000	7,900,000	0	48,000
1,650,000	0	0	0	0	1,650,000
33,678,000	0	23,427,000	0	0	10,251,000
20,052,000	0	20,052,000	0	0	0
324,323,000	0	324,323,000	0	0	0
2,390,000	0	0	0	0	2,390,000
15,814,000	0	0	0	0	15,814,000
154,476,000	0	154,476,000	0	0	0
90,336,000	0	63,576,000	0	0	26,760,000
105,012,000	0	0	104,200,000	800,000	12,000
13,408,000	0	0	13,400,000	0	8,000
28,124,000	0	0	0	0	28,124,000
65,435,000	0	0	0	0	65,435,000
57,083,000	0	0	50,300,000	0	6,783,000
13,565,000	0	0	0	0	13,565,000
13,500,000	0	1,533,550	11,900,000	0	66,450
251,576,000	0	100,607,029	109,200,000	0	41,768,971
25,800,000	0	12,798,500	8,400,000	0	4,601,500
133,663,000	0	71,460,694	47,000,000	0	15,202,306
10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
14,062,000	0	0	13,600,000	0	462,000
31,727,000	27,000	0	31,700,000	0	0

款					項					事		業		名			金	額	Ę			
9.	消		防	費	1.	消	ß	方	費	非	常		備		消	消防		費	63	63,963,		
										消	肖 火		栓		管 月		理		;	3,000	,000	
										災	害		対		策	事		業		600,00		
10.	教		育	費	3.	中	学	校	費	学	杉	ξ	施	設	į	整	備	事	業	213	3,000	,000
					5.	社	会教	女 育	費	植	村	Ī	直	己	冒	険	賞	事	業		1,157	,000
										新	文	1	化	会	館	整	備	事	業	140	5,126	,000
11.	災	害	復	日費	1.		林水 災害			農	地点	農	業月	刊 施	設	災害	害 復	旧事	業	60	5,200	,000
										林	業	用	施	設	災	害	復	日事	業		3,600	,000
					2.		共土 害 征	* *		公	共	士.	木	施言	2000年	災害	復	旧事	業	150	5,000	,000
										計										2,32	2,024	,000

翌年度	左	の	財 源	内	訳
AB ID deet	既収入	未 収	入 特 定	財源	一般財源
繰越額	特定財源	国県支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
63,963,000	0	0	63,600,000	0	363,000
3,000,000	0	0	3,000,000	0	0
398,000	0	0	0	0	398,000
213,000,000	0	0	213,000,000	0	0
1,150,000	0	0	0	0	1,150,000
145,465,000	14,500,000	0	130,900,000	0	65,000
60,286,000	20,000	26,092,350	7,800,000	1,550,000	24,823,650
6,800,000	39,000	3,887,000	2,400,000	0	474,000
88,461,000	32,000	49,867,000	29,300,000	0	9,262,000
2,047,227,000	14,618,000	866,079,123	884,700,000	2,350,000	279,479,877

令和6年5月31日 提出

豊岡市長 関貫久仁郎

報告第5号

令和5年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり 予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和5年度豊岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 業 債	の	源 工事 負担金	カ 訳 その他	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
第 1 款	第 1 項		P	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	配水施設整備事業	262,321,000	68,176,000	194,145,000	101,700,000	2,444,000	0	90,001,000	0	0	
		給配水管布設替等	126,919,000	47,776,000	79,143,000	0	2,444,000	0	76,699,000	0	0	
		施設整備	135,402,000	20,400,000	115,002,000	101,700,000	0	0	13,302,000	0	0	
		計	262,321,000	68,176,000	194,145,000	101,700,000	2,444,000	0	90,001,000	0	0	

報告第6号

令和5年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により、別紙のとおり 予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和5年度豊岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	項					支払義務 発生額	翌年度繰越額	左	の財	源 内	訳	不	翌年度繰越額	
款		事	業	名	計 上 額			企業債	国 庫補 助 金	工 事 負 担 金	その他	,	に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
第 1 款	第 1 項				P	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出		公共下水道事業			1,294,107,000	23,900,000	1,270,207,000	579,300,000	690,613,303	0	293,697	0	0	
		但馬空港線外汚水管布設工事			9,582,000	3,700,000	5,882,000	2,900,000	2,891,000	0	91,000			
		戸島汚水調整池整備事業			21,908,000	19,000,000	2,908,000	1,800,000	1,103,200	0	4,800	0	0	
		マンホールポンプ長寿命化対策事業			84,138,000	1,200,000	82,938,000	41,800,000	41,068,923	0	69,077	0	0	
		豊岡市浄化セ	ンター長寿命	化対策事業	42,307,000	0	42,307,000	19,000,000	23,213,850	0	93,150	0	0	
		城崎浄化セン	ター長寿命化	対策事業	548,900,000	0	548,900,000	247,600,000	301,290,000	0	10,000	0	0	
		日高中央浄化	ビセンター長寿	命化対策事業	587,272,000	0	587,272,000	266,200,000	321,046,330	0	25,670	0	0	
	特定環境保全公共下水道事業			250,609,000	63,000,000	187,609,000	94,400,000	93,080,950	0	128,050	0	0		
		水石汚水調整池整備事業			70,279,000	9,900,000	60,379,000	30,400,000	29,939,450	0	39,550	0	0	
	日野辺汚水調整池整備事業				103,130,000	53,100,000	50,030,000	25,300,000	24,641,500	0	88,500	0	0	
		出石浄化セン	ター長寿命化	対策事業	77,200,000	0	77,200,000	38,700,000	38,500,000	0	0	0	0	
		農業集落排水事業			7,480,000	0	7,480,000	7,400,000	0	0	80,000	0	0	
		汚水管移設事業		7,480,000	0	7,480,000	7,400,000	0	0	80,000	0	0		
			計		1,552,196,000	86,900,000	1,465,296,000	681,100,000	783,694,253	0	501,747	0	0	

第37号議案

豊岡市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により、豊岡市辺地総合整備計画の変更について、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画(案)

2024年度

2024年6月

兵庫県豊岡市

豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町田ノ口辺地 (辺地の人口 70人 面積 2.3km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町田ノ口

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町田ノ口字ナラギ23

(3) 辺地度点数

115 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

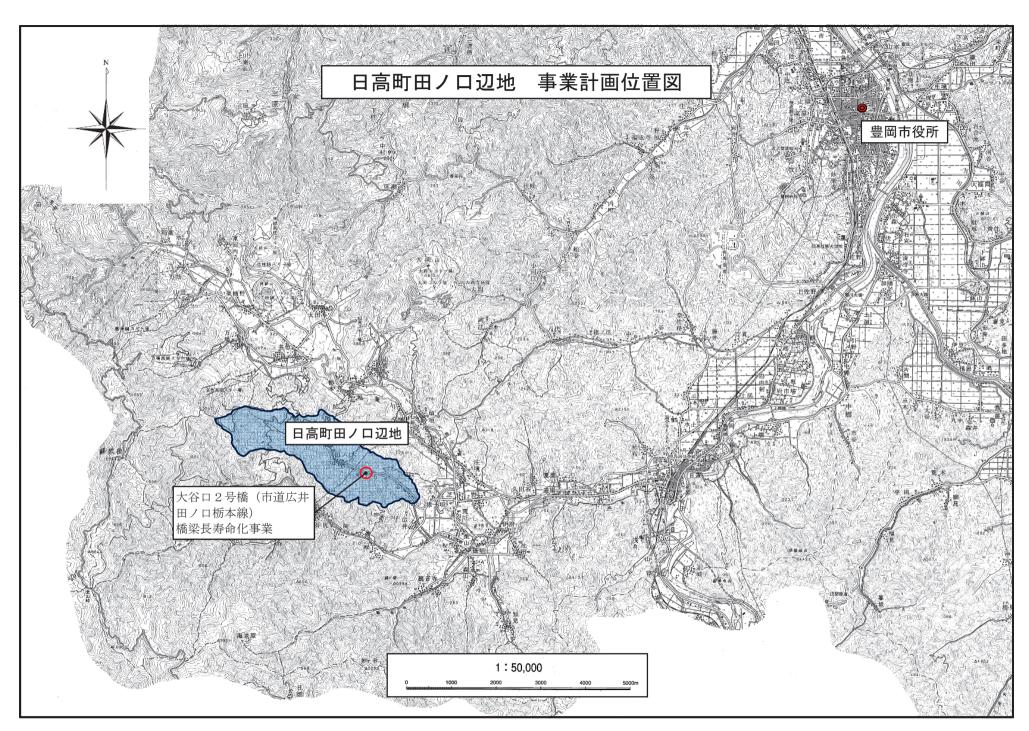
本橋梁は、一級河川田ノ口川に架かり、集落と市街地とを結ぶ単純H形鋼橋であるが、主桁の腐食及び支承に機能障害が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から 2年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財源	一般財源のうち辺地対策事		
施設名	主体名	† K 9	特定財源	一般財源	業債の予定額	
大谷口2号橋 (市道広井田 ノロ栃本線)	豊岡市	47, 000	15, 900	31, 100	30, 300	
合	計	47, 000	15, 900	31, 100	30, 300	



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町山田辺地 (辺地の人口 114人 面積 1.7km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町山田

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町山田字杉ノ本 148-4

(3) 辺地度点数

181 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

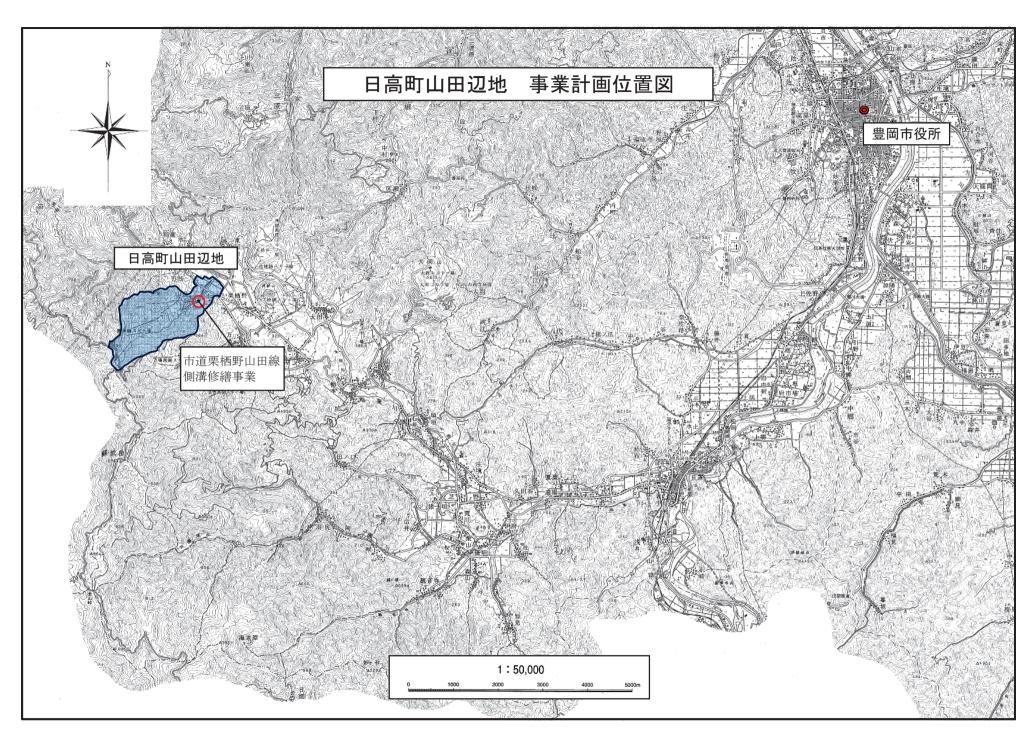
本路線は、日高町山田地区内を通り、奥神鍋スキー場へも通じる主要道路であるが、 側溝が空石積みであり、吸出しによる道路の陥没が起きている。また、道路の幅員も 狭いため、側溝の整備によって通行の安全性と利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から 2年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財源	内 訳	一般財源のうち辺地対策事	
施設名	主体名	7 1	特定財源	一般財源	業債の予定額	
市道栗栖 野山田線	豊岡市	10, 500	0	10, 500	10, 500	
合	計	10, 500	0	10,500	10, 500	



(参 考)

豊岡市辺地総合整備計画 新旧対照表

変更計画	変更前					変更後						
日高町田ノロ辺地	3 公共的施設の整備計画 令和5年度から 2年間 (単位 千円)						3 公共的施設の整備計画 令和5年度から 2年間 (単位 千円)					(単位 千円)
	事業	事 業 費	財源	内 訳	一般財源のうち辺地対策事			事業	事業費	財源	内 訳	一般財源のうち辺地対策事
	施設名 主体名		特定財源	一般財源	業債の予定額		施設名	主体名		特定財源	一般財源	業債の予定額
	大谷口2号橋 (市道広井田 豊岡市 ノロ栃本線)	34,000	12,500	21, 500	21, 500		大谷口2号橋 (市道広井田 ノロ栃本線)	豊岡市	47,000	15, 900	31, 100	30, 300
	合 計	34,000	<u>12, 500</u>	<u>21, 500</u>	21, 500		合	計	47,000	<u>15, 900</u>	31, 100	30, 300

日高町 山田辺地	3 公共的施 令和5年		3 公共的施設の整備計画 令和5年度から 2年間										
		(単位 千円)	_		,				(単位 千円)				
		事業	事 業 費	財源	内 訳	一般財源のう ち辺地対策事			事業	事業費	財源	内 訳	一般財源のう ち辺地対策事
	施設名	主体名		特定財源	一般財源	業債の予定額		施設名	主体名		特定財源	一般財源	業債の予定額
	市道栗栖 野山田線	豊岡市	<u>9, 500</u>	0	9,500	9, 500		市道栗栖 野山田線	豊岡市	10, 500	0	10, 500	<u>10, 500</u>
	合	=	<u>9, 500</u>	0	<u>9, 500</u>	9, 500		合	計	10, 500	0	10, 500	<u>10, 500</u>

第38号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 消防ポンプ自動車等の購入

2 契約の方法 制限付一般競争入札

3 契約の金額 55,825,000円

CD-I型消防ポンプ自動車1台(出石1台) 小型動力ポンプ積載車2台(城崎1台、日高1台)

小型動力ポンプ3台(日高3台)

4 契約の相手方 鳥取県鳥取市古海356番地1

株式会社 吉谷機械製作所取締役社長 吉谷 勇一郎

(備考)納入期限 令和7年3月31日

主な仕様 消防ポンプ自動車:4WD、ポンプ性能A2級

小型動力ポンプ積載車: 4WD、電動油圧式昇降装置付

小型動力ポンプ:ポンプ性能B2級

第39号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、令和6年7月 1日付けで事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次の とおり変更することについて協議する。よって、地方自治法第290条の規定により 議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正するため。

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)の一部 を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約案要綱

1 改正の内容

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を、兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内に改めること。(第4条関係)

2 附則

この規約は、令和6年7月1日から施行すること。

兵庫県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

現行	改正後(案)
(組合の事務所の位置)	(組合の事務所の位置)
第4条 組合の事務所は、神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫	第4条 組合の事務所は、兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、
県民会館内に置く。	神戸ハーバーランドセンタービル内に置く。

第40号議案

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、兵庫県内のすべての市町と協議することにつき、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

被保険者証が廃止されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合にて処理する事務の内容が変更されるため。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号) の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案要綱

1 変更の内容

- (1) 被保険者証が廃止されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合にて処理する事務の内容を変更すること。(第4条関係)
- (2) 別表第1を削除し、別表第2を別表と改めること。(第4条、第17条関係)

2 附則

この規約は、令和6年12月2日から施行すること。

六净	1/1/1/11 D 71 1/1/2X
	現行

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律 第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)<u>に規定する後期高齢者</u> 医療制度の事務のうち、次に掲げる

事務を処理する。ただし、当

該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 略

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2</u>の規定に 基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

別表第1 (第4条関係)

- (1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2 (第17条関係)

改正後 (案)

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律 第80号。以下「高齢者医療確保法」という。) <u>及び高齢者医療確保法</u> に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後 期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 略

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に 基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

別表 (第17条関係)

略

第41号議案

物件購入契約の締結について

豊岡消防署に配備する高規格救急自動車の購入について、下記のとおり物件購入 契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処 分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定により、議会の議決を 求める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 豊岡消防署高規格救急自動車の購入

2 契約の方法 制限付一般競争入札

3 契約の金額 20,790,000円

4 契約の相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所

特販営業所長 白根 浩司

(備考) 納入期限 令和7年3月28日

主な仕様 高規格救急自動車

燃 料:ガソリン

駆動方式: 4WD

乗車定員:7人

主な艤装:防振ベッド、ストレッチャー

第42号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

高橋地区コミュニティセンターの改修に伴い、和室2を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例(平成28年豊岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	和室1 和室2		500円	700円	700円 900円	を
会議室		500円	700円	700円	に改める。	

附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

高橋地区コミュニティセンターの改修に伴い、和室2を廃止し、和室1の名称を会議室に改めること。(別表第3関係)

2 附則

この条例は、令和6年10月1日から施行すること。

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表

		現行			改正後 (案)						
別表第3(第1	1条、第16条関係))			別表第3 (第11条、第16条関係)						
センターの名	区分		使用料		センターの名	区分	使用料				
称		午前9時か	午後1時か	午後6時から	称		午前9時か	午後1時か	午後6時から		
		ら午後零時	ら午後5時	午後10時まで			ら午後零時	ら午後5時	午後10時まで		
		まで	まで				まで	まで			
豊岡市立豊岡					豊岡市立豊岡						
地区コミュニ					地区コミュニ						
ティセンター					ティセンター						
~	略				~	略					
豊岡市立合橋					豊岡市立合橋						
地区コミュニ					地区コミュニ						
ティセンター					ティセンター						
豊岡市立高橋	大会議室兼練習	1,000円	1,300円	1,300円	豊岡市立高橋	大会議室兼練習	1,000円	1,300円	1,300円		
地区コミュニ	場				地区コミュニ	場					
ティセンター	<u>和室 1</u>	<u>500円</u>	<u>700円</u>	700円	ティセンター	会議室	500円	<u>700円</u>	700円		
	和室 2	<u>600円</u>	900円	900円							
	調理実習室	500円	700円	700円		調理実習室	500円	700円	700円		
備考 略					備考 略						

第43号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例 (平成17年豊岡市条例第101号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げること。(第2条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額措置に係る判定所得の基準額について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を29万5,000円に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を54万5,000円に引き上げること。(第21条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について 適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による こと。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後 (案) 現行 (課税額) (課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項 の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合簋額とする。 ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は、22万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高 齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額 して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) の合算額とする。

- (1) 略
- 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項 の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合簋額とする。 ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は、24万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高 齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額 して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の

合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ略

2 · 3 略

合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ 略

2 · 3 略

第44号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。 第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに 該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認 める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の3第10項中「に規定する書類」を「に掲げる書類」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次項の規定は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の豊岡市市税条例第34条の7第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄付金を寄附金税額控除の対象とすること。(第34条の7関係)
- (2) 特別土地保有税の減免手続について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると市長が認める場合の例外規定を定めること。 (第139条の3関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、第34条の7第1項の改正 規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第2項の規定は、公益信託 に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行すること。(附 則第1項関係)
- (2) 個人の市民税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。 (附則第2項関係)

現行

改正後 (案)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1 号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>のう ち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところ により控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定す る特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金 額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」とい う。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の 額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得 割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額 とする。

(1)~(8) 略

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とする ために支出した金銭

(10) 略

2 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (寄附金税額控除)

(1)~(8) 略

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 略

2 略

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(4) 略

- 3 略
- 4 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅 した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期 限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 $(1)\sim(6)$ 略

- 3 略
- 4 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が 4 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が 消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、 納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよ うとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならな V)

(1)~(4) 略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事 3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けた者は、その事

(1)~(4) 略

- 3 略
- 4 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅 した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期 限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようと する事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

- 3 略
- 消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければなら ない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、 納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよ うとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならな い。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号の いずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免 する必要があると認める場合は、この限りでない。

 $(1)\sim(4)$ 略

由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

 $2 \sim 9$ 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号<u>に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。

由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

 $2 \sim 9$ 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号<u>に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。

11~13 略 11~13 略

第45号議案

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく豊岡市基本計画の終了に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例 を廃止する条例

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成21年豊岡市条例第14号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (豊岡市企業立地促進条例の一部改正)
- 2 豊岡市企業立地促進条例 (平成17年豊岡市条例第288号) の一部を次のように改 正する。

第5条第2号ア中「及び豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の 課税免除に関する条例(平成21年豊岡市条例第14号)」を削る。 豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例 を廃止する条例案要綱

1 改正の内容

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく豊岡市基本計画の終了に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する こと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市企業立地促進条例について、所要の規定の整理を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市企業立地促進条例新旧対照表(附則第2項関係)

イ略

改正後 (案) 現行 (奨励措置) (奨励措置) 第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる│第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる 奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及び 奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及び イに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 イに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 略 (1) 略 (2) 工場等設置奨励金 (2) 工場等設置奨励金 ア 土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の ア 土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の 操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦 操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦 課されることとなった年度から5年度間(豊岡市過疎地域におけ 課されることとなった年度から5年度間(豊岡市過疎地域におけ る固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年豊岡市条例第26 る固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年豊岡市条例第26 号)及び豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課 に基づく課税免 税免除に関する条例 (平成21年豊岡市条例第14号) に基づく課税免 除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。) におけ 除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。) におけ る各年度の固定資産税の賦課額に相当する額 る各年度の固定資産税の賦課額に相当する額

イ略

第46号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

消防法施行規則の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。

第76条第3号中「第5条の3」を「第5条の5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

消防法施行規則の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。(第76条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行	改正後(案)
(防火対象物の使用開始の届出)	(防火対象物の使用開始の届出)
第76条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。	第76条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
(1)·(2) 略 (2) 地唯	(1)・(2) 略
(3) 地階、無窓階(施行規則 <u>第5条の3</u> に定める避難上又は消火活動 上有効な開口部を有しない階をいう。)又は3階以上の階を有する もの	(3) 地階、無窓階(施行規則 <u>第5条の5</u> に定める避難上又は消火活動 上有効な開口部を有しない階をいう。)又は3階以上の階を有する もの
(4)~(6) 略	(4)~(6) 略

第47号議案

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属させる規定を見直し、兵庫県内の営業所を兼任することを妨げないこととするとともに、下水道法施行令の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例

豊岡市下水道条例(平成17年豊岡市条例第192号)の一部を次のように改正する。 第6条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水 設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任 技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第2号中「登記簿 の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第4号中「専属」を「選任」に、「責任 技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第6条の3第1項第1号中「次条第1項」を「第6条の5第1項」に、「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改め、同項第2号中「設備及び器材」を「機械器具」に改める。

第6条の4の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第1項中「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)」を「責任技術者」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、兵庫県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、他の営業所の兼務状況を確認した上で、兵庫県内における営業所について兼任することを妨げないこととすること。(第6条の2、第6条の3、第6条の4関係)
- (2) 下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道への下水の排除に関し、除害施設の設置等が必要となる六価クロム化合物に係る水質基準を同令と同一の基準とすること。(第10条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市下水道条例新旧対照表

改正後(案) 現行 (指定の申請) (指定の申請) 第6条の2 略 第6条の2 略 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し た申請書を指定を受けようとする管理者に提出しなければならない。 た申請書を指定を受けようとする管理者に提出しなければならない。 (1) 略 (1) 略 (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」と (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」と いう。)の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそ いう。)の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそ れぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名 れぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 略
- (2) 法人にあっては、定款の写し、登記簿の謄本 及び代表者に関す る前号に定める書類
- (3) 略
- (4) 専属することとなる責任技術者の 第6条の8の規定により交 付された責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- (5) 略

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号 のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

術者を兼任している場合はその兼務状況

- (1) 略
- (2) 法人にあっては、定款の写し、登記事項証明書及び代表者に関す る前号に定める書類

者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技

- (3) 略
- (4) 選任することとなる責任技術者に係る第6条の8の規定により交 付された責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- (5) 略

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号 のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項 の規定により責任技術者として 登録を受けた者が1人以上専属している者であること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有する者であること。
- (3) (4) 略
- 2 略

(排水設備工事責任技術者)

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさ せるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任 技術者」という。) の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専 属させなければならない。

2 · 3 略

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しな 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しな い下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排 除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公 共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなけ ればならない。

(1)~(4) 略

(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム 以下

(6)~(42) 略

2 略

- (1) 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定により責任技術者として 登録を受けた者を選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具 を有する者であること。
- (3) (4) 略
- 2 略

(責任技術者)

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさ せるため、次条第1項に規定する責任技術者

の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選 任しなければならない。ただし、兵庫県内における他の営業所につ いて兼任することを妨げない。

2 · 3 略

(除害施設の設置等)

い下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排 除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公 共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなけ ればならない。

(1)~(4) 略

(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム 以下

(6)~(42) 略

2 略

第48号議案

令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第2号)

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724,201千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,397,519千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

		款			項			補正前の額	補正額	計
14.	分扌	11金及び	負担金					164, 395	177	164, 572
			,	1. 分	担		金	5, 215	177	5, 392
16.	国	庫 支	出 金					5, 158, 069	657, 183	5, 815, 252
				1. 国	庫 負	担	金	2, 817, 678	215, 956	3, 033, 634
				2. 国	庫補	助	金	2, 296, 019	441, 227	2, 737, 246
17.	県	支 占	出 金					3, 099, 537	18, 256	3, 117, 793
				1. 県	負	担	金	1, 810, 033	1, 592	1, 811, 625
				2. 県	補	助	金	1, 026, 523	16, 464	1, 042, 987
				3. 委	託	i	金	262, 981	200	263, 181
19.	寄	附	金					1, 136, 000	1,000	1, 137, 000
				1. 寄	附	•	金	1, 136, 000	1,000	1, 137, 000
20.	繰	入	金					2, 867, 997	61, 407	2, 929, 404
				2. 基	金繰	入	金	2, 833, 044	61, 407	2, 894, 451
22.	諸	収	入					1, 525, 289	4, 178	1, 529, 467
				5. 雑			入	952, 766	4, 178	956, 944
23.	市		債					2, 431, 200	△18, 000	2, 413, 200
				1. 市			債	2, 431, 200	△18, 000	2, 413, 200
		歳	入	合	計			46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

歳 出 (単位 千円)

		款		項	補正前の額	補正額	計
2.	総	務	費		7, 198, 784	41, 996	7, 240, 780
				1.総務管理費	6, 546, 424	38, 718	6, 585, 142
				2. 徴 税 費	374, 945	3, 278	378, 223
3.	民	生	費		14, 226, 189	734, 188	14, 960, 377
				1.社会福祉費	4, 670, 571	510, 645	5, 181, 216
				3. 児 童 福 祉 費	5, 228, 226	223, 543	5, 451, 769
4.	衛	生	費		4, 877, 351	2, 436	4, 879, 787
				1. 保 健 衛 生 費	4, 334, 960	2, 436	4, 337, 396
6.	農	林 水 産	業費		1, 535, 937	512	1, 536, 449
				1. 農 業 費	1, 281, 413	107	1, 281, 520
				2. 林 業 費	224, 051	405	224, 456
7.	商	工	費		1, 144, 843	12, 557	1, 157, 400
				1. 商 工 費	1, 144, 843	12, 557	1, 157, 400
8.	土	木	費		5, 379, 095	△51, 428	5, 327, 667
				2. 道路橋りょう費	1, 793, 368	△51, 428	1, 741, 940
9.	消	防	費		1, 727, 844	△21, 197	1, 706, 647
				1. 消 防 費	1, 727, 844	△21, 197	1, 706, 647
10.	教	育	費		4, 500, 258	5, 137	4, 505, 395
				1. 教 育 総 務 費	1, 630, 329	200	1, 630, 529
				2. 小 学 校 費	597, 283	276	597, 559
				3. 中 学 校 費	300, 376	69	300, 445
				5.社 会 教 育 費	721, 429	4, 592	726, 021
		歳	出	合 計	46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

第 2 表 債務負担行為補正

(単位 千円) 追 加 事 項 期 間 限 度 額 物品等収蔵庫整備事業 令和7年度 50,000 令和7年度から 玄武洞公園指定管理料 60,600 令和9年度まで 植村直己記念スポーツ公園指 定 管 理 料 令和7年度から 50,815 令和11年度まで 計 161, 415

第 3 表 地方債補正

追 加 (単位 千円) 利 起債 目 的 限度額 起債の方法 率 償還の方法 \mathcal{O} 物品等収蔵庫整備事業費 4,000 工場公園管理事業費 3,500 当初予算当初予算当初予算 [3,500][汚水ポンプ施設] 記載のとおり記載のとおり記載のとおり 農林水産業施設 300 補助災害復旧事業費 〔農地農業用施設〕 [300] 7,800 計

変 更		(単位 千円)
起債の目的	限 度	
	補 正 前	補 正 後
道路整備事業費	238,400	207,500
〔道路維持事業〕	[96,000]	[69,000]
〔 藤 井 中 森 線 〕	[12,300]	[13,400]
〔上山二見線〕	[18,000]	[19,000]
〔高龍寺本線〕	[12,300]	[6,300]
橋りょう整備事業費	237,100	242,200
[上 野 橋]	[22,800]	[12,600]
〔橋りょう長寿命化事業〕	[174,600]	[189,900]
消防防災施設整備事業費	184,800	185,700
〔 出 石 分 署 〕	[800]	[900]
〔消防広報車〕	[3,100]	[3,900]
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	101,200	100,300
計	2,431,200	2,405,400

令和6年度豊岡市一般会計 補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

			款			補正前の額	補 正 額	計
14.	分	担金	及 ひ	、 負 担	金	164, 395	177	164, 572
16.	国	庫	支	出	金	5, 158, 069	657, 183	5, 815, 252
17.	県	支		出	金	3, 099, 537	18, 256	3, 117, 793
19.	寄		附		金	1, 136, 000	1,000	1, 137, 000
20.	繰		入		金	2, 867, 997	61, 407	2, 929, 404
22.	諸		収		入	1, 525, 289	4, 178	1, 529, 467
23.	市				債	2, 431, 200	△18,000	2, 413, 200
	歳	入	合	計		46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

(歳 出)

		를 기	款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2.	総		務		費	7, 198, 784	41, 996	7, 240, 780
3.	民		生		費	14, 226, 189	734, 188	14, 960, 377
4.	衛		生		費	4, 877, 351	2, 436	4, 879, 787
6.	農	林	文 産	業	費	1, 535, 937	512	1, 536, 449
7.	商		エ		費	1, 144, 843	12, 557	1, 157, 400
8.	土		木		費	5, 379, 095	△51, 428	5, 327, 667
9.	消		防		費	1, 727, 844	△21, 197	1, 706, 647
10.	教		育		費	4, 500, 258	5, 137	4, 505, 395
11.	災	害	復	旧	費	0	0	0
	歳	出	合	計		46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

(単位 千円)

	補	正	額	0)	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	0	他			/JX	¥1	105
7, 154			4,000				3, 400					27, 442
731, 227												2, 961
							1,778					658
107												405
618			2,600									9, 339
△62, 259		2	△25 , 800									36, 631
△17, 242			900									△4, 855
200												4, 937
15, 634			300				177					△16, 111
675, 439		2	△18, 000				5, 355					61, 407

2. 歳 入

(款)14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
5. 災害復旧費分担金	0	177	177
計	5, 215	177	5, 392

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2, 815, 193	215, 956	3, 031, 149
計	2, 817, 678	215, 956	3, 033, 634

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	66, 110	3, 876	69, 986
2. 民生費国庫補助金	1, 267, 817	4, 015	1, 271, 832
6. 土 木 費 国 庫 補 助 金	491, 382	△62, 259	429, 123
7. 消防費国庫補助金	18, 308	△17, 242	1,066
21. 地方創生臨時交付金	4, 422	512, 837	517, 259
計	2, 296, 019	441, 227	2, 737, 246

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

	目							補正前の額	補正額	計
2.	民	生	費	県	負	担	金	1, 806, 605	1, 592	1, 808, 197
	計							1, 810, 033	1, 592	1, 811, 625

	節				説	明	
	区 分 金 額		額		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
1. 農林水産業施設災害 復 旧 費 分 担 金		177	農地農業用施設災害復旧事業費分担金		177		

(単位 千円)

		節			説	明	
	区 分 金 額		額	ни			
3.	3. 児童福祉費負担金		4	215, 956	児童手当負担金		215, 956

(単位 千円)

節		言说	明
区 分	金額	<i>~</i> 2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 総務管理費補助金	3, 876	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3, 876
3. 児童福祉費補助金	4, 015	放課後児童健全育成事業費補助金 子ども・子育て支援事業費補助金	105 3, 910
1. 道路橋りょう費補助金	△62, 259	社会資本整備総合交付金 道路改良事業費 防災・安全交付金 橋りょう新設改良事業費 道路メンテナンス事業費補助金 橋りょう長寿命化事業費	$\triangle 31, 451$ $\triangle 31, 451$ $\triangle 15, 385$ $\triangle 15, 423$ $\triangle 15, 423$
1. 消防費補助金	△17, 242	消防団設備整備費補助金 消防団救助能力向上資機材緊急整備事業費補助金	$\triangle 17, 242 \\ \triangle 17, 242$
1. 地方創生臨時交付金	512, 837	地方創生臨時交付金	512, 837

		節			説	明	
	区	分	金	額		,,	
3.	児童福	祉費負担金		1, 592	児童手当負担金		1, 592

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民 生 費 県 補 助 金	368, 087	105	368, 192
5. 農林水産業費県補助金	538, 728	107	538, 835
6. 商 工 費 県 補 助 金	2, 908	618	3, 526
10. 災害復旧費県補助金	0	15, 634	15, 634
計	1, 026, 523	16, 464	1, 042, 987

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

		Ħ				補正前の額	補正額	計
7. 教	育	費	委	託	金	8, 479	200	8, 679
		計				262, 981	200	263, 181

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費 寄 附 金	1, 136, 000	1,000	1, 137, 000
計	1, 136, 000	1,000	1, 137, 000

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

Ħ	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1, 654, 948	61, 407	1, 716, 355
計	2, 833, 044	61, 407	2, 894, 451

	節		記	明	
	区 分	金額		,,	
3.	児童福祉費補助金	105	放課後児童健全育成事業費補助金	105	
1.	農業費補助金	107	集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	107	
2.	観光費補助金	618	地域躍動推進事業費補助金	618	
1.	農林水産業施設災害復 旧費補助金	15, 634	農地農業用施設災害復旧費補助金	15, 634	

(単位 千円)

	節			説	明	
区分	区分金額		額		-71	
1. 教育総務費委託金			200	「心の健康観察」導入推進事業委託金		200

(単位 千円)

	節				説	明	
	区 分 金 額			額		7.	
1.	総務管	理費寄附金		1,000	総務管理費寄附金		1,000
	1. 心切自社具时间业 1.						

		節			説	明	
	区 分 金 額		額	н/ц			
1.	1. 財政調整基金繰入金			61, 407	財政調整基金繰入金		61, 407

(項) 5. 雑入

目		補正前の額	補正額	計
6. 雑	入	952, 178	4, 178	956, 356
計		952, 766	4, 178	956, 944

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

	目		補正前の額	補正額	計
2.	総務	債	302, 200	4, 000	306, 200
7.	商工	債	18, 500	3, 500	22,000
8.	土 木	債	838, 300	△25, 800	812, 500
9.	消防	債	184, 800	900	185, 700
11.	災 害 復	旧債	0	300	300
15.		地域持続的業分 分	101, 200	△900	100, 300
	計		2, 431, 200	△18, 000	2, 413, 200

	節			説	明
区	分	金	額		,,
3. 雑	入		4, 178	補助金・交付金 デジタル基盤改革支援補助金 コミュニティ助成事業助成金	4, 178 1, 778 2, 400

節		説	明
区 分	金額		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 総 務 管 理 債	4,000	物品等収蔵庫整備事業債	4, 000
1. 商 工 債	3, 500	工場公園管理事業債 汚水ポンプ施設	3, 500 3, 500
2. 道路橋りょう債	△25, 800	道路整備事業債 道路維持事業 藤井中森線 上山二見線 高龍寺本線 橋りよう整備事業債 上野橋 橋りよう長寿命化事業	$\triangle 30,900$ $\triangle 27,000$ $1,100$ $1,000$ $\triangle 6,000$ $5,100$ $\triangle 10,200$ $15,300$
1. 消 防 債	900	消防防災施設整備事業債 出石分署 消防広報車	900 100 800
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	300	補助災害復旧事業債 農地農業用施設	300 300
1. 過疎対策事業債(過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分)	△900	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△900

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	=	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/32/14 1/31
5. 財 産 管 理 費	1, 190, 915	19, 361	1, 210, 276		4,000		15, 361
11. 情 報 管 理 費	271, 442	14, 957	286, 399	3, 876			11, 081
32. 地域コミュニティ 推 進 費	522, 437	2, 400	524, 837			2, 400	
, in , i.e., ,							
34. 地方創生推進事業費	749, 797	2,000	751, 797			1,000	1, 000
計	6, 546, 424	38, 718	6, 585, 142	3, 876	4,000	3, 400	27, 442

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

				補	正額の	財 源 内	訳
Ħ	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 賦 課 徴 収 費	85, 047	3, 278	88, 325	3, 278			
計	374, 945	3, 278	378, 223	3, 278			

					(平)	元 1/
		節				
区	分	\(\)	金	額	説明	
11. 役	務	費		34	財産管理費 【高年介護課・文化・スポーツ振興課・	10, 001
12. 委	託	料		9, 704	建築住宅課・教育総務課】 手数料	19, 361 34
14. 工	事請負			9, 623	投資委託料 実施設計	4,620
14. 1.	子 明 夕	7 月		3, 023	業務委託料 測量調査業務	5, 084
					整備工事費 水道管等	9, 623
11. 役	務	費		5, 091	行政情報化推進事業費 【DX・行財政改革推進課】	14, 957
12. 委	託	料		5, 990	通信運搬費 手数料	4, 651 440
10 # +	1	. T. 71		0.076	業務委託料	5, 990
18. 負担 交	1 金、補助 付	金		3, 876	システム開発業務 交付金	3, 876
					地方公共団体情報システム機構	3, 876
	1金、補助	及び		2, 400		2, 400
交	付	金			補助金 コミュニティ事業費	2, 400 2, 400
						2, 100
18. 負担 	1 金 、 補 助 付	及び 金		2,000	子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費 【文化・スポーツ振興課】	1,000
	1.1	717-			補助金	1,000
					実行委員会	1,000
					豊岡スマートコミュニティ推進事業費 【DX・行財	
					政改革推進課】 	1,000
					負担金 豊岡スマートコミュニティ推進機構	1, 000 1, 000
					豆両ハヾ ̄ドコミユーノ 1 1年世	1,000

						(+14	1 1 1/
		節					
区	5)	金	額	説	明	
12. 委	託	料		3, 278	賦課徴収事務費 【税務課】 業務委託料 基幹システム改修業務		3, 278 3, 278

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	120,14,1031
1. 社会福祉総務費	1, 174, 683		509,	645	1, 684, 328	509, 559							86
11. 健康福祉施設管理費	143, 456		1,	000	144, 456								1,000
計	4, 670, 571		510,	645	5, 181, 216	509, 559							1, 086

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

5
一般財源
1507.4 151
1, 592

				-		(単位 1円)
		節				
区	分	}	金額		説明	
10. 需	用	費	1,	131	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金 【倭	_
11. 役	務	費	5,	608	康增進課】 国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金 低所得世帯生活支援給付金支給事業費 【社会福祉部	86 86
12. 委	託	料	19,	402	1	172, 021
13. 使用	料及び賃	借料		918	消耗品費 印刷製本費	221 98
18. 負担	金 、 補 助 付	及び 金	482,	500	通信運搬費 手数料 業務委託料	773 176 8, 105
27. 繰	出	金		86	システム改修業務 給付金支給業務 用品借上料 交付金 住民税非課税世帯生活支援給付金 住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金 低所得子育て世帯生活支援給付金 定額減税補足給付金支給事業費 【社会福祉課】 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 業務委託料 システム改修業務 給付金支給業務 用品借上料 交付金 定額減税補足給付金	148 162, 500 120, 000 30, 000 12, 500 337, 538 309 503 3, 779 880 11, 297 770 320, 000 320, 000
10. 需	用	費	1,	000	豊岡健康福祉センター管理費 【社会福祉課】 修繕料	1, 000 1, 000

	節			
区	分	金額	説	明
10. 需	用 費	30		3, 910
11. 役	務費	1, 069		36 268
12. 委	託 料	2, 80		801 2, 805
19. 扶	助 費	219, 140	- 児童手当システム改修業務 児童手当給付事業費 【国保・年金課】 児童手当	219, 140 219, 140

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100,404
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	348, 472	315	348, 787	210			105
5. 公 立 園 費	785, 352	178	785, 530				178
計	5, 228, 226	223, 543	5, 451, 769	221, 668			1,875

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

				補	正額の	財源内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	150,14 641
1. 保健衛生総務費	490, 993	1,778	492, 771			1,778	
9. 診療所費	100, 110	658	100, 768				658
∄ †	4, 334, 960	2, 436	4, 337, 396			1, 778	658

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

				補	正額の	財 源	力 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その	他
			5 00 000				
3. 農 業 振 興 費	580, 202	107	580, 309	107			
3. 農 莱 振 興 費	580, 202	107	580, 309	107			

節				
区	分	金額	説	明
14. 工 事	請負費	31	放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】設置工事費空調設備	315 315
11. 役	務費	17	保育所等管理費 【教育総務課】 手数料	178 178

(単位 千円)

					(十)正	1 1 1/
	節					
区	分	金	預	説	明	
12. 委	託 料]	1,778	保健センター運営費 【健康増進課】 業務委託料 健康管理システム導入業務		1, 778 1, 778
27. 繰	出金		658	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 診療所事業特別会計繰出金		658 658

	節			
区分	- 金額	説	明	
18. 負担金、補助交付	及び 金 107	農業振興事業費 【農林水産課】補助金集落営農活性化プロジェクト促進事業費	107 107 107	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

ſ					補	正額の	財 源 内	訳
	目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
					国県支出金	地方債	その他	12014 1011
	1. 林 業 総 務 費	47, 057	405	47, 462				405
	計	224, 051	405	224, 456				405

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/JXX1 W
4. 特 産 振 興 費	35, 367	5, 257	40, 624				5, 257
5. 観 光 費	162, 940	1,701	164, 641	618	△900		1, 983
7. 工場公園等管理費	9, 709	3, 953	13, 662		3, 500		453
9. 観光施設管理費	123, 957	1,646	125, 603				1,646
計	1, 144, 843	12, 557	1, 157, 400	618	2,600		9, 339

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	- /32/14 1/31
2. 道 路 維 持 費	365, 880	△27,000	338, 880		△27,000		
3. 道路新設改良費	178, 111	△35, 400	142, 711	△31, 451	△3, 900		△49

	節				
X	分	金	額	説	
22. 償還金、引	利子及び割 料		405	林業総務費 【農林水産課】 国県負担金等精算返納金 国庫補助金返納金	405 405 405

(単位 千円)

			節				+- - <u>-</u>
	区		分	金	額	説明	
8.	旅		費		244	特産振興事業費 【環境経済課】	5, 257
13.	使用	料及び1	賃借料		13	普通旅費 通行料 2018年2月11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	244 13
18.	負 担 交	金、補具付	助及び金		5, 000	補助金 豊岡鞄協会運営事業費	5, 000 5, 000
10.	需	用	費		937	山陰海岸ジオパーク推進事業費 【観光政策課】 修繕料	1, 701 937
11.	役	務	費		110	修槽性 手数料 設置工事費	110 654
14.	エ	事請	負 費		654	総合案内用サイン	004
12.	委	託	料	_	3, 953	工場公園等管理費 【環境経済課】 投資委託料 調査設計	3, 953 3, 953
10.	需	用	費		1, 646	但東シルク温泉やまびこ管理費 【但東地域振興課】 修繕料	1, 646 1, 646

節			
区 分	金額	説	明
14. 工 事 請 負 費	△27, 000	道路維持事業費 【建設課】 補修工事費 補修	△27, 000 △27, 000
12. 委 託 料	△16, 400	上山二見線道路改良事業費 【建設課】	△19,000

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	12/17/01/
(道路新設改良費)							
4. 雪 害 対 策 費	360, 525	10, 972	371, 497				10, 972
5. 橋りょう維持費	533, 564	0	533, 564	△15, 423	15, 300		123
6. 橋りょう新設改良	179, 765	0	179, 765	△15, 385	△10, 200		25, 585
費							
計	1, 793, 368	△51, 428	1, 741, 940	△62, 259	△25, 800		36, 631

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	=	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	12/14/15
2. 非常備消防費	488, 406	△24, 503	463, 903	△17, 242			△7, 261
3. 消 防 施 設 費	92, 195	0	92, 195		900		△900
5. 災 害 対 策 費	64, 027	3, 306	67, 333				3, 306
計	1, 727, 844	△21, 197	1, 706, 647	$\triangle 17,242$	900		△4, 855

節			(<u>+ </u>
区分	金額	説	明
14. 工 事 請 負 費	△19,000	整備工事費 上山二見線 高龍寺本線道路改良事業費 【建設課】 投資委託料 測量等	\triangle 19,000 \triangle 16,400 \triangle 16,400
10. 需 用 費	10, 972	雪害対策事業費 【建設課】 修繕料	10, 972 10, 972
		財源更正	
		財源更正	

節			
区 分	金額	説	明
10. 需 用 費	△24, 503	非常備消防事業費 【危機管理課】 消耗品費	$\triangle 24,503$ $\triangle 24,503$
		財源更正	
3. 職 員 手 当 等	2, 100	人件費 特殊勤務手当	2, 100 300
8. 旅 費	948	時間外勤務手当	1,800
10. 需 用 費	158	能登半島地震支援事業費 【危機管理課】 特別旅費	1, 206 948
13. 使用料及び賃借料	100	消耗品費 燃料費 機器借上料 駐車料	50 108 20 80

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

							補	正	額	の	財	源	内	訳
١	目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
l							国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/32/14/01/
	5. 学 校 振 興 費	1, 052, 682			200	1, 052, 882	200							
	計	1, 630, 329			200	1, 630, 529	200							

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	100,14 041
1. 小学校管理費	442, 663			276	442, 939								276
計	597, 283			276	597, 559								276

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 041
1. 中学校管理費	226, 823			69	226, 892								69
計	300, 376			69	300, 445								69

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

				補	正額の	財 源 内	訳
I	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 博物館等自主事業費	18, 236	4, 59	2 22, 828				4, 592

		節				
区	Ź.	}	金	額	説	明
7. 報	償	費		30	学校振興事業費 【学校教育課】	200
8. 旅		費		14	報償金 費用弁償 ※ ※ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	30 14
10. 需	用	費		112	消耗品費 通信運搬費 手数料	112 20 24
11. 役	務	費		44	于奴代	24

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	
11. 役	務費		276	学校施設管理費 【教育総務課】 手数料	276 276

(単位 千円)

	節				
区	分	3	金 額		
11. 役	務	費	6	9 学校施設管理費 【教育総務課】 手数料	69 69

		節						
区	分	`	金	額	説		明	
7. 報	償	費		300	植村直己冒険賞事業費	【日高地域振興課】		4, 592
8. 旅		費		587	報償金 費用弁償			300 587

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750 4 54
(博物館等自主事業 費)												
計	721, 429		4, 592	726, 021								4, 592

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 151
1. 農林水産業施設災 害 復 旧 費	0			0	0	15, 634			300			177	△16, 111
計	0			0	0	15, 634			300			177	△16, 111

							(1 5 1 1 1
		節					
	X	分		金	額	説	月
10.	需	用	費		3, 661		3, 636
13.	使用料及	なび賃借	料		44	食糧費 印刷製本費 自動車借上料	3 22 44

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

補正予算給与費明細書

2 一般職 (1) 総 括

(T) WC 111								
区分	職員数	報酬	給 4	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	(900) 839	1, 236, 119	3, 061, 994	2, 243, 076	6, 541, 189	1, 256, 793	7, 797, 982	
補正前	(900) 839	1, 236, 119	3, 061, 994	2, 240, 976	6, 539, 089	1, 256, 793	7, 795, 882	
比 較	(0)	0	0	2, 100	2, 100	0	2, 100	
						()内は、短	時間勤務職員

特殊勤務手当 区 分 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 96, 048 114,690 13,661 補正後 43,866 912 912 13, 361 補正前 96, 048 43,866 114,690 比 較 300 管理職員特別 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 管理職手当 区 分 勤務手当 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 職員手当 補正後 501 182, 334 38, 490 10,941 88,092 の内訳 補正前 180, 534 38, 490 10,941 88,092 501 1,800 0 0 0 0 比 較 期末手当 勤勉手当 区 分 児童手当 (千円) (千円) (千円) 補正後 882, 857 725, 139 45, 545 補正前 882, 857 725, 139 45, 545 比

ア 会計年度任用職員以外の職員

F ()	職員数	+n #11	給	費	= 1	共 済 費	合 計	/+++ - + v.
区分	(人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	() 784		2, 933, 346	1, 763, 544	4, 696, 890	960, 239	5, 657, 129	
補正前	() 784		2, 933, 346	1, 761, 444	4, 694, 790	960, 239	5, 655, 029	
比 較	()		0	2, 100	2, 100	0	2, 100	

()内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	96, 048	43, 866	66, 001	912	13, 661
	補正前	96, 048	43, 866	66, 001	912	13, 361
	比 較	0	0	0	0	300
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	182, 334	38, 490	10, 941	88, 092	501
の内訳	補正前	180, 534	38, 490	10, 941	88, 092	501
	比 較	1,800	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	656, 208	520, 945	45, 545		
	補正前	656, 208	520, 945	45, 545		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

	\rightarrow PI I	及江川帆貝							
区	分	職員数(人)	報酬(千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	<u>費</u> 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正	後	(900) 55	1, 236, 119	128, 648	479, 532	1, 844, 299	296, 554	2, 140, 853	
補正	前	(900) 55	1, 236, 119	128, 648	479, 532	1, 844, 299	296, 554	2, 140, 853	
比	較	(0)	0	0	0	0	0	0	

) 内は、短時間勤務職員

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			48, 689		
	補正前			48, 689		
	比 較			0		
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	226, 649	204, 194			
	補正前	226, 649	204, 194			
	比較	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備	考
		給与改定に 伴う増減分	0				
給 料	0	昇給に伴う 増 加 分	0				
		その他の 増 減 分	0	職員の変動によるもの	0 千円		
		制度改正に 伴う増減分	0				
職員手当	2, 100	その他の 増 減 分	2, 100	扶住通単特殊 手手手手 等手手手 并 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	千円 千円 千円 千円 300 1,800 千円 千円 千円 千円 千円 千円		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

		区		分				前現	前	年在	度	末高			末 現		. 1			
		73	/ 										補正前		補		額	補正		
1. 普		通	債							28	, 032,	518	27, 324	1, 124		862,	500	26,	461,	624
(1)	総						務			3	, 937,	318	3, 575	5, 293	Δ	46,	800	3,	528,	493
(2)	民						生				132,	420	185	5, 287		\triangle	100		185,	187
(4)	農		林		水		産			1	, 081,	794	1, 300), 961	Δ	118,	200	1,	182,	761
(5)	商						工			1	, 185,	920	982	2, 876					982,	876
(6)	土						木			7	, 181,	205	7, 313	3, 280	Δ	267,	400	7,	045,	880
(7)	消						防			3	, 151,	409	2, 676	6, 136	Δ	70,	500	2,	605,	636
(8)	教						育			6	, 659,	721	7, 247	7, 982	Δ	359,	500	6,	888,	482
2. 災	害	復	旧債								238,	276	292	2, 377	Δ	57,	400		234,	977
(1)	農		林		水		産				49,	747	70), 859	Δ	15,	400		55,	459
(2)	土.						木				188,	529	221	1, 518	Δ	42,	000		179,	518
3. そ	T)	他	債							14	, 682,	396	13, 404	1, 989	Δ	153,	300	13,	251,	689
(3)	臨	時	財	政	対	策	債			13	, 921,	064	12, 703	3, 830	Δ	153,	300	12,	550,	530
(5)	過 (過	疎 過疎地:	対 域持続的	策 勺発展	事 特別	業 J事業タ	債 分)				408,	368	389	9, 604					389,	604
		合		計			•			42	, 953,	190	41, 021	490	Δ 1	, 073,	200	39,	948,	290

(単位 千円)

当該	年 度 中	増 減 見	込み	V =+ F ==	+ 19 +	支 日 以 恢
当該年	度 中 起 債	見 込 額	当該年度中	当該年度	末現在	高 見 込 額
補正前の額	補 正 額	補正後の額	元金償還見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
2, 259, 100	827, 800	3, 086, 900	4, 055, 742	25, 527, 482	△ 34, 700	25, 492, 782
302, 200	45, 000	347, 200	574, 427	3, 303, 066	△ 1,800	3, 301, 266
64, 900		64, 900	22, 000	228, 187	△ 100	228, 087
162, 900	117, 600	280, 500	97, 191	1, 366, 670	△ 600	1, 366, 070
18, 500	3, 500	22, 000	180, 240	821, 136	3, 500	824, 636
838, 300	246, 300	1, 084, 600	809, 048	7, 342, 532	△ 21,100	7, 321, 432
184, 800	67, 500	252, 300	668, 118	2, 192, 818	△ 3,000	2, 189, 818
551, 100	347, 900	899, 000	1, 023, 260	6, 775, 822	△ 11,600	6, 764, 222
	39, 800	39, 800	36, 833	255, 544	△ 17,600	237, 944
	10, 500	10, 500	29, 504	41, 355	△ 4,900	36, 455
	29, 300	29, 300	7, 329	214, 189	△ 12,700	201, 489
172, 100	△ 900	171, 200	1, 421, 889	12, 155, 200	△ 154, 200	12, 001, 000
70, 900		70, 900	1, 247, 756	11, 526, 974	△ 153, 300	11, 373, 674
101, 200	△ 900	100, 300	134, 736	356, 068	△ 900	355, 168
2, 431, 200	866, 700	3, 297, 900	5, 514, 464	37, 938, 226	△ 206, 500	37, 731, 726

歳入補正予算総括表

蒜	¢	名	称	補正前の額	補正額	計
14	分 担	金及び	負 担 金	164, 395	177	164, 572
16	国 原	車 支	出金	5, 158, 069	657, 183	5, 815, 252
17	県	支	出金	3, 099, 537	18, 256	3, 117, 793
19	寄	附	金	1, 136, 000	1,000	1, 137, 000
20	繰	入	金	2, 867, 997	61, 407	2, 929, 404
22	諸	収	入	1, 525, 289	4, 178	1, 529, 467
23	市		債	2, 431, 200	△ 18,000	2, 413, 200
	歳	入 合 計	•	46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

	主な	内 容	
農地農業用施設災害復旧事業費分担金	177		
児童手当負担金	215, 956	社会保障・税番号制度システム整備費	3, 876
放課後児童健全育成事業費	105	子ども・子育て支援事業費	3,910
社会資本整備総合交付金	△ 31, 451	防災・安全交付金	△ 15, 385
道路メンテナンス事業費	\triangle 15, 423	消防団設備整備費	\triangle 17, 242
地方創生臨時交付金	512, 837		
児童手当負担金	1, 592	放課後児童健全育成事業費	105
集落営農活性化プロジェクト促進事業費	107	地域躍動推進事業費	618
農地農業用施設災害復旧費	15, 634	「心の健康観察」導入推進事業委託金	200
総務管理費寄附金	1,000		
財政調整基金	61, 407		
補助金・交付金	4, 178		
物品等収蔵庫整備事業債	4,000	工場公園管理事業債	3, 500
道路整備事業債	△ 30, 900	橋りょう整備事業債	5, 100
消防防災施設整備事業債	900	補助災害復旧事業債	300
過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△ 900		

歳出補正予算総括表

意	Ŕ	名	称	補正前の額	補正額	計
2	総	務	費	7, 198, 784	41, 996	7, 240, 780
3	民	民生		14, 226, 189	734, 188	14, 960, 377
4	衛	生	費	4, 877, 351	2, 436	4, 879, 787
6	農材	水 産	業費	1, 535, 937	512	1, 536, 449
7	商	工	費	1, 144, 843	12, 557	1, 157, 400
8	土	木	費	5, 379, 095	△ 51, 428	5, 327, 667
9	消	消防费		1, 727, 844	△ 21, 197	1, 706, 647
10	教	育	費	4, 500, 258	5, 137	4, 505, 395
	歳	出合計		46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

	主な	内 容	
財産管理費	19, 361	行政情報化推進事業費	14, 957
地域コミュニティ推進事業費	2, 400	子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費	1,000
豊岡スマートコミュニティ推進事業費	1,000	賦課徴収事務費	3, 278
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	86	低所得世帯生活支援給付金支給事業費	172, 021
定額減税補足給付金支給事業費	337, 538	豊岡健康福祉センター管理費	1,000
児童手当給付事務費	3, 910	児童手当給付事業費	219, 140
放課後児童健全育成事業費	315	保育所等管理費	178
保健センター運営費	1,778	診療所事業特別会計繰出金	658
農業振興事業費	107	林業総務費	405
特産振興事業費	5, 257	山陰海岸ジオパーク推進事業費	1, 701
工場公園等管理費	3, 953	但東シルク温泉やまびこ管理費	1,646
道路維持事業費	△ 27,000	上山二見線道路改良事業費	△ 19,000
高龍寺本線道路改良事業費	△ 16, 400	雪害対策事業費	10, 972
人件費	2, 100	非常備消防事業費	△ 24, 503
能登半島地震支援事業費	1, 206		
学校振興事業費	200	学校施設管理費 (小)	276
学校施設管理費 (中)	69	植村直己冒険賞事業費	4, 592

歳出節別補正予算

番号	節 別	補正前の額	補正額	計
3	職員手当等	2, 299, 357	2, 100	2, 301, 457
7	報 償 費	198, 543	330	198, 873
8	旅費	66, 044	1, 793	67, 837
10	需 用 費	1, 757, 687	△ 4,850	1, 752, 837
11	役 務 費	396, 176	12, 479	408, 655
12	委 託 料	4, 589, 743	30, 510	4, 620, 253
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	380, 784	1, 075	381, 859
14	工 事 請 負 費	2, 867, 848	△ 35, 408	2, 832, 440
18	負担金、補助及び交付金	10, 390, 219	495, 883	10, 886, 102
19	扶 助 費	7, 630, 906	219, 140	7, 850, 046
22	償還金、利子及び割引料	5, 745, 633	405	5, 746, 038
27	繰 出 金	2, 879, 979	744	2, 880, 723
	歳 出 合 計	46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

歳出性質別補正予算

番号		性	質	別		補正前の額	補正額	il
1	人		件		費	8, 629, 531	2, 100	8, 631, 631
2	物		件		費	6, 587, 038	34, 279	6, 621, 317
3	維	持	補	修	費	155, 663	14, 555	170, 218
4	扶		助		費	7, 630, 906	219, 140	7, 850, 046
5	補	助		費	等	9, 607, 496	496, 618	10, 104, 114
6	普	通建	設	事 業	費	4, 206, 321	△ 43, 235	4, 163, 086
(1)	補	助	事	業	費	1, 840, 233	△ 35, 400	1, 804, 833
(2)	単	独	事	業	費	2, 366, 088	△ 7,835	2, 358, 253
13	繰		出		金	2, 879, 979	744	2, 880, 723
	方	兔 出 台	合 言	+		46, 673, 318	724, 201	47, 397, 519

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位 千円)

	事業名	之	特	定財	源	,你几日子》后
	事業名	予算額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
総 務 費	財 産 管 理 費	14, 243	0	4,000	0	10, 243
	小 計	14, 243	0	4,000	0	10, 243
民 生 費	放課後児童健全育成事業費	315	210	0	0	105
	小 計	315	210	0	0	105
商工費	山陰海岸ジオパーク推進事業費	654	0	0	0	654
	工 場 公 園 等 管 理 費	3, 953	0	3, 500	0	453
	小計	4, 607	0	3, 500	0	1, 107
土木費	道路維持事業費	△ 27,000	0	△ 27,000	0	0
	藤井中森線道路改良事業費	0	△ 1,050	1, 100	0	△ 50
	上山二見線道路改良事業費	△ 19,000	△ 19,950	1,000	0	△ 50
	高龍寺本線道路改良事業費	△ 16, 400	△ 10, 451	△ 6,000	0	51
	橋りょう長寿命化事業費	0	△ 15, 423	15, 300	0	123
	上 野 橋 整 備 事 業 費	0	△ 15, 385	△ 10, 200	0	25, 585
	小計	△ 62, 400	△ 62, 259	△ 25,800	0	25, 659
消防費	出石分署消防設備・施設整備事業費	0	0	100	0	△ 100
	但東駐在所消防設備・施設整備事業費	0	0	800	0	△ 800
	小 計	0	0	900	0	△ 900
	合 計	△ 43, 235	△ 62,049	△ 17, 400	0	36, 214

<災害復旧事業> (単位:千円)

事業名	予算額	特	定	才 源	 - 一般財源
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	了异识	国県支出金	地方(責そ の 他	川又只705
災 害 農地農業用施設災害復旧事業費	0	15, 634	30	0 177	△ 16, 111
合 計	0	15, 634	30	0 177	△ 16, 111

一般会計地方債の内訳

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公 共 事 業 等 債(充 当 率 90%)	橋りょう整備事業	上野橋整備事業	△ 10, 200
	小計		△ 10, 200
災害復旧事業債(充当率80%)	農林水産業施設補助災害復旧事業	農地農業用施設	300
	小計		300
一般補助施設整備 等 事 業 債 (充当率100%)	鉄 道 交 通 対 策 事 業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	25, 800
	小計		25, 800
一 般 事 業 債 (充当率100%)	鉄 道 交 通 対 策 事 業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 25,800
	小計		△ 25,800
合併特例事業債(充当率95%)	物品等収蔵庫整備事業	物品等収蔵庫整備事業	4, 000
	小計		4, 000
緊急防災・減災 事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	出石分署消防設備・施設整備事業	100
	小計		100
公共施設等適正管理推進事業債	児童福祉施設整備事業	西保育園改修事業	△ 34, 400
(充当率90%)	工場公園管理事業費	汚水ポンプ施設改修事業	3, 500
	小計		△ 30, 900
こども・子育て 支援事業債 (充当率90%)	児童福祉施設整備事業	西保育園改修事業	34, 400
	小計		34, 400
辺地対策事業債 (充当率100%)	道路整備事業	道路維持事業	△ 6,000
		藤井中森線道路改良事業	1, 100
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 100
	小計		△ 5,000

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
過 疎 対 策 事 業 債 (充 当 率 100%)	道路整備事業	道路維持事業	△ 21,000
		上山二見線道路改良事業	1,000
		高龍寺本線道路改良事業	△ 6,000
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	15, 400
	消防防災施設整備事業	消防広報車整備事業	800
	小計		△ 9,800
過 (過疎地域持 (充	· 策 事 業 債 · 続的発展特別事業分) 当 率 100%)		△ 900
	小計		△ 900
	合 計		△ 18,000

第49号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算 (第1号)

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算 (第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,146千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
5. 繰	入	金				25, 936	86	26, 022
			1.他 会	計 繰 入	金	25, 936	86	26, 022
8. 市		債				0	400	400
			1. 市		債	0	400	400
	歳	入	合	計		71, 660	486	72, 146

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
2. 医	業	費				28, 215	486	28, 701
			1. 医	業	費	28, 215	486	28, 701
	歳	出	合	計		71, 660	486	72, 146

第 2 表 地 方 債

	7日 広 佐	お体の七次	તા ડા	(単位 千円)
起債の目的 強 対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	限度額 400	起普又証(方体同含)	利 8 0 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	償還の方法 政府資金又は構造 公共団体金融機その 金についにより 金に条件になる金権 行では、このでのでは、 と協定するものによ
計	400			

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

		志			補正前の額	補 正 額	計
5.	繰		入	金	25, 936	86	26, 022
8.	市			債	0	400	400
	歳	入	合	計	71, 660	486	72, 146

(歳 出)

		를 기				補	正	前	Ø	額	補	正	額		計	
2.	医		業		費				28	8, 215				486		28, 701
	歳	出	合	計					7	1,660				486		72, 146

	補	正	額	0	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4/	//3		
			400										86
0			400				0						86

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	24, 436	86	24, 522
計	25, 936	86	26, 022

(款) 8. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計		
3. 過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	0	400	400		
計	0	400	400		

	節			説明		
区	区 分 金 額			<i>,</i> ,	.>1	
1. 一般会	計繰入金		86	一般会計繰入金	86	

		節			説	明
	区	分	金	額		7.
1.	1. 過疎対策事業債(過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分)			400	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	400

3. 歳 出

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

					補	正	額(り 見	け	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定	財	•	源			一般財源
					国県支出金	地	方(責	₹	の	他	122713 1031
3. 医療用機械器具費	2, 885		486	3, 371			40	00				86
# <u>+</u>	28, 215		486	28, 701			40	00				86

節			
区 分	金額	説	明
17. 備 品 購 入 費	486	医療用機械器具費 【健康増進課】 医療用備品	486 486

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	前前年度末	前年度末		当該年度中	増減見込み			
区 分	現在高	現在高見込額	当該年度中起債見込額					
		先任同允必領	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的) 発展特別事業分	400	400		400	400			
合 計	6, 600	6, 100		400	400			

当該年度中	当	該	年	度	末	現	在	高	見		込	額
元金償還見込額	補	正	前の	額	補	正	額	補	正	後	の	額
132				268			400				6	68
632			5,	468			400				5, 8	68

第50号議案

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266,411千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

令和6年5月31日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款		項		補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所収入				83, 190	486	83, 676
	7. 繰	入	金	31, 672	86	31, 758
	10. 市		債	600	400	1,000
3. 神鍋診療所収入				68, 642	486	69, 128
	7. 繰	入	金	20, 191	486	20, 677
4. 高橋診療所収入				71, 778	486	72, 264
	7. 繰	入	金	32, 114	86	32, 200
	10. 市		債	0	400	400
歳 入	合	計		264, 953	1, 458	266, 411

歳 出 (単位 千円)

	款					項		補正前の額	補	正額	計
2. 森	本診	療	所	費				83, 090		486	83, 576
					2. 医	業	費	32, 651		486	33, 137
3. 神	鍋診	療	所	費				68, 542		486	69, 028
					2. 医	業	費	25, 211		486	25, 697
4. 高	橋診	療	所	費				71, 678		486	72, 164
					2. 医	業	費	24, 862		486	25, 348
	歳		出		合	計		264, 953		1, 458	266, 411

第 2 表 地方債補正

追 加				(単位 千円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	800	当 初 予 算記載のとおり		当 初 予 算記載のとおり
計	800			

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

	款				補正前の額	補 正 額		計			
2.	森	本	診	療	所	収	入	83, 190		486	83, 676
3.	神	鍋	診	療	所	収	入	68, 642		486	69, 128
4.	高	橋	診	療	所	収	入	71, 778		486	72, 264
	歳		入	合		計		264, 953	1,	458	266, 411

(歳 出)

			款				補	正	前	Ø	額	補	正	額		計	
2.	森	本	診	療	所	費				83	3, 090				486		83, 576
3.	神	鍋	診	療	所	費				68	8, 542				486		69, 028
4.	高	橋	診	療	所	費				7:	1,678				486		72, 164
	歳	Н	Ц	合	計					264	4, 953			1,	458		266, 411

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳					
特	定		財			源				般	財	源	
国県支出金	地	方	債		そ	0)	他			/4/	X1	1//1	
			400										86
													486
			400										86
0			800				0		·	·			658

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	31,672	86	31, 758
1	31, 672	86	31, 758

(款) 2. 森本診療所収入

(項)10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 過疎対策事業債(過疎地域持続的発 展 特 別 事 業 分)	0	400	400
計	600	400	1,000

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	20, 191	486	20, 677
計	20, 191	486	20, 677

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	32, 114	86	32, 200
計	32, 114	86	32, 200

(款) 4. 高橋診療所収入

(項)10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	0	400	400
計	0	400	400

	節			説明	
区	分	金	額	7,1	
1. 一般会	計繰入金		86	一般会計繰入金	86

(単位 千円)

	節			記	明	
区	分	金	額		7,	
	事業債(過 売的発展特 き 分)		400	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)		400

(単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額	P/ U	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 一般会計約	県入 金		486	一般会計繰入金	486

(単位 千円)

	節			説明	
区	}	金	額	<i>7</i> ,	
1. 一般会計線	1入金		86	一般会計繰入金	86

	節			説	明	
	区 分	金	額	~-		
1.	過疎対策事業債(過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分)		400	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	40	0

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

								補	正	額	0)	財	源	内	訳
	目		補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/4X/1 M/V
5. 医	業	費	32, 651			486	33, 137				400				86
	計		32, 651			486	33, 137				400				86

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 2. 医業費

								補	正	額	の	財	源	内	訳
	I		補正前の額	補	正	額	=	特	定		財	源			一般財源
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 641
5. 医	業	費	25, 211			486	25, 697								486
	計		25, 211			486	25, 697								486

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

								補	正	額	0)	財	源	内	訳
	目		補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	12014 041
5. 医	業	費	24, 862			486	25, 348				400				86
	計		24, 862			486	25, 348				400				86

	節				
区 分	·	金	額	説	
17. 備 品 購 入	、費		486	医業費 【健康増進課】 医療用備品	486 486

(単位 千円)

節				
区分	金	額	說	明
17. 備 品 購 入	費	486	医業費 【健康増進課】 医療用備品	486 486

節			
区 分	金額	説明	
17. 備 品 購 入 費	, 486	医業費 【健康増進課】 医療用備品	486 486

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	前前年度末	前年度末		当該年度中	増減見込み			
区 分	現在高	現在高見込額	当該年度中起債見込額					
	<u> </u>	先任同先之領	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的) 発展特別事業分	100			800	800			
合 計	64, 584	57, 426	1, 200	800	2, 000			

当該年度中	当	該	年	度	末	現	在	高	見		込	額
元金償還見込額	補	正前	の	額	補	正	額	補	正	後	の	額
							800				8	00
8, 184		50	0, 4	42			800			5	1, 2	42